平成２８年白浜町議会第２回定例会 会議録（第３号）

１．開　　会　平成 ２８ 年 ６ 月 ２３ 日 白浜町議会第２回定例会を白浜町役場議場において ９ 時 ３０ 分 開会した。

１．開　　議　平成 ２８ 年 ６ 月 ２３ 日　 ９ 時 ３１ 分

１．閉　　議　平成 ２８ 年 ６ 月 ２３ 日 １５ 時 ３９ 分

１．散　　会　平成 ２８ 年 ６ 月 ２３ 日 １５ 時 ３９ 分

１．議員定数　１４名

１．応招及び不応招議員の氏名
　第１日目のとおり

１．出席及び欠席議員の氏名
　出席議員 １４名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

１番	辻	成　紀	２番	西　尾	智　朗
３番	古久保	惠　三	４番	溝　口	耕太郎
５番	丸　本	安　高	６番	水　上	久美子
７番	廣　畑	敏　雄	８番	三　倉	健　嗣
９番	長　野	荘　一	１０番	岡　谷	裕　計
１１番	南	勝　弥	１２番	玉　置	一
１３番	楠　本	隆　典	１４番	堀	匠

　欠席議員　なし

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長	泉　芳　明	事務主査	東　泰　士

１．地方自治法第１２１条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町長	井　澗　誠	副町長	林　一　勝
教育長	鈴　木　勇		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古　守　繁　行	日置川事務所長	田　井　郁　也
総務課長	榎　本　崇　広	税務課長	髙　田　義　広
民生課長	三　栖　健　次	住民保健課長	廣　畑　康　雄

生活環境課長	玉　置　孔　一	観光課長	愛　須　康　徳
建設課長	坂　本　規　生	上下水道課長	濱　口　伊佐夫
会計管理者	中　本　敏　也	消防長	大　江　康　広
教育委員会			
教育次長	寺　脇　孝　男	総務課課長	久　保　道　典
総務課副課長	小　川　敦　司		

１．議事日程

日程第１　一般質問

１．会議に付した事件

日程第１

１．会議の経過

○議　　長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成２８年第２回定例会３日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外　　事務局長　泉君

○番　　外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は１４名であります。

本日は一般質問５名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願いします。

本日、議会散会後に議員懇談会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いします。

以上で諸報告を終わります。

○議　　長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしくお願いします。

本日は暑いので、上着を脱いでいただいても結構かと思います。

これより本日の会議を開きます。

（１）日程第１　一般質問

○議　　長

日程第１　一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可いたします。

３番古久保君の一般質問を許可します。古久保君の質問は一問一答形式です。

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

議長のお許しをいただきましたのですが、議長にお願いしたいと思います。私は通告が４つあるんですけども、４番目の項目について２番目にさせていただきたいと思うんですけども、許可いただけますか。湯崎第三天山を２番目にお願いしたいんです。

○議　　長

湯崎第三天山を２番目に、１番目の最初のＪＲ白浜駅についてはそのとおりでよろしいんですね。

それでは、許可をいたします。

それでは、まず古久保君、１番目のＪＲ白浜駅バリアフリー化に伴うエレベーター設置についての質問を許可します。

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

３番古久保です。きのうも長野さんのほうから、この件につきましては質問していただきました。そして、この件につきましては、私は新人ですので、今回初めてですけども、以前から先輩の議員の方々からいろいろ質問をされたということも聞いております。そして、今回町長が再選されました。新しくこの項目について所信表明の中に入れていただきました。初めてこれが日の目を見るような事業だと思うんです。それのきっかけが今回できたと思っております。

私はこれについてちょっと思いをはせたのは、私の白浜中学出身の先輩、３つ上なんですけど、その方が障害者に、後半、障害を受けて今、車椅子という状態になっております。その方が関西のほうに旅行で同窓会か何かで行かれまして、そのときに車椅子で天王寺から白浜駅まで車椅子で帰ったと。そのときのＪＲの職員の皆様方のお世話いただいた心に打たれたと。天王寺で乗ってから白浜駅にまた連絡をいただいて、白浜駅に着いたら職員の方がちゃんと入り口まで迎えに来ていただいて、車椅子の世話をしていただく。そのときに、皆さんご存じだと思う、３番ホームではやっぱり階段を上がっていかないかん。それも全て職員の方々が両脇を抱えて上まで上がっていって、それからまたおりるときも職員の方々にお世話になる。そして、初めて改札口に行かれたと。そのときにやっぱり障害の方がしみじみと思ったのが、エレベーターがあったらこれだけお世話にならんでも十分１人で改札口までたどり着けたなと、そういう思いがあったので、今回私に相談されました。そして、いろいろと職員の皆様方にもお願いに上がりました。ご本人もいろいろとお願いに上がったと思います。

そういうことで、私も受けまして、これはもう一遍調査してみようかということで、勝浦、それから太地。勝浦のほうでは一度視察させていただきましたけど、金額的にもかなりの金額がかかったということで、ＪＲさんの負担がかなり大きいと。エレベーターだけじゃなしに、エレベーターに付属するプラットホームの整備とか、いろいろなことにお金がかかる。町の負担は大体１億５，０００万円までの負担であると。あと県からの補助をいただいたと。そして、ＪＲがかなりの負担をして、何億円というお金を負担してでき上がったという話を聞いてきました。

ですから、白浜においても、かなり白浜の場合はエスカレーターがついておりますので、

これはかなりの補助が要るだろうと、私自身は思っておりますけれども、やっぱり難事業であるというふうには思います。

ですけれども、今回、町長にこの機会に取り上げていただきました。何とかその思いを、町長のこれから先の意気込みをちょっとお伺いしたいなと。これには国にも働きかけていかなければならない。県にも、そしてまたＪＲ本社のほうにもというふうな形で、かなり町長の政治手腕が問われるところだと思いますので、その辺の意気込みをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議　　長

質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　町長　井澗君（登壇）

○番　　外（町　　長）

おはようございます。ただいま古久保議員からＪＲ白浜駅のエレベーター設置に関しまして、ご質問をいただきました。

私どもの思いということでございますけれども、この案件につきましては、２期目に入ってからこのことを所信表明したというわけではございません。前の１期目のころからもう取り組んでおりまして、そのときにはまだまだいろいろな課題といいますか、精査する中で難しい面、もちろん財源の兼ね合いもございますけれども、非常に難しいなというようなことを思っておりましたけれども、２期目に入ってからますます強いいろいろな町民の方々のご意見とかご要望をいただく中で、やはりこれは必要であろうというふうな思いに至っておるわけでございます。

昨日も長野議員からも同様の質問をいただきましたので、重複する答弁になるところもございますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

全国的に高齢化社会を迎え、白浜町を訪れる観光客におきましても、公共交通機関でありますＪＲを利用される高齢者の方々が今後も増加をすることが予想されます。車椅子をご利用される方々につきましても、現在は駅員の介添えによりまして線路を横断しなければならない状況でございます。そういったことからやはり誰もが気軽にお越しいただけるような、安心・安全な観光地白浜を目指して、訪れる全ての人が不自由なく、そして利用できる白浜駅をこれから目指す必要があるというふうに思ってございます。

やはり現在のところ、乗降客数におきましては、３，０００人以上ということの１つの条件がありまして、補助金等で３，０００人以上、これは毎月なんですけれども、乗降者数があればかなりの３分の１ぐらいの負担で済むんですけれども、今現在は白浜駅につきましては乗降者数が約１，５００人前後ということで、非常に減っておるという状況でございます。そういう中で、これから優先をして計画的に整備が進められている乗降者数３，０００人以上の駅にはいってないんですけれども、関西屈指の観光地であるこの白浜町、そして近年増加している外国人観光客への対応、これもやはり白浜駅のエレベーター設置についても重要な項目であるというふうに思っております。高齢者や障害者の皆様が不自由なく白浜駅を利用することができる、そんな環境づくりを目指すことが、観光地白浜にとっては不可欠であるというふうに認識をしております。

いずれにしましても、近日中にＪＲ和歌山支社長が今度交替するんですけれども、その新しい方が来庁される予定でありまして、改めて地域の強い思いと、それから観光地白浜の玄

関口であります白浜駅の利便性の向上を強く要望して、私といたしましても積極的に取り組む所存であることをお伝えしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

今ご答弁いただきまして、本当にお願いしたいなと思うんです。

障害者の方々からの要望もありましたけど、一応署名運動を今やっております。議員の中では水上議員にもお世話になっていろいろと集めて回っていただいております。障害者の組織の方にもお願いして集めていただいておりますけども、この署名を集めるときに感じたのは、白浜町民の観光地としての町民、それから経済３団体、この辺の意識がちょっと薄いような感じがするんですね。やっぱり障害者の皆様方のほうも使わない。ほとんど車で運転するのだから、余り駅にはお世話にならんよというふうな形で、ちょっとそういうところが見受けられます。

むしろ他地域の方、また関西方面の他府県の方、そんな方々のご意見のほうが、へぇ、白浜にまだエレベーターがついてないのかというふうな意見があったので、そういう意味も含めまして、ちょっと白浜は観光地として三古湯の温泉地として、歴史のある温泉地として、やっぱり障害者、高齢者、このエレベーターがないという恥ずかしさを町民の人は感じてほしい。私は恥ずかしいと思っています。私はその人に聞くまで、この白浜駅にエレベーターがないということも知りませんでした。私も反省しております。そういう意味なので、そういう中で町民の皆様方にできたら皆様方も訴えていただいて、本当にエレベーターがあると障害者の方には自力でできると。エレベーターの力というのはすごいと思いますので、その辺のところ、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

これについては終わります。

○議　　長

最後の答弁はよろしいですか。

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

いいです。お願いしておきます。

これ、今、署名が１，５００集まっています。あと、町長の後押しをさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議　　長

最初の１点目のＪＲ白浜駅バリアフリー化に伴う質問は終わりました。

続きまして、順番を入れかえまして、２番目としまして湯崎第三天山町有源泉についての質問を許可いたします。

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

この第三天山につきましては、私も議員としてまだ新米ですので、これは歴史のあることです。町の懇談会の資料、これに基づいて経過をちょっと簡単に私から説明といいますか、言わせていただきます。間違っていたらご指摘いただけたらと思います。

経過なんですけど、昭和４０年の１月に地震が発生したということで、昭和４０年１月７

日に天山閣のホテルのロビーの床面が８０度の温度、高温になったというふうなことがあったらしいです。それから２月１７日に調査所の技官が来られてお願いしてという形で、温泉の自然湧出であると判定された。だから、昔から白浜温泉は自然に湧いていたという形で歴史があるんだと思うんですね。そこら中で自然に温泉が湧いていました。そういう状況だったのかなと思うんです。その年の３月に知事の許可を受けずに危険排除的な措置として掘削をされたと。この掘削においては、ホテル側がされたと。町がしたんじゃなしにホテル側が自主的に掘削をしてしまう。そして、危険防止のために掘削をするということは、温泉源のところまで穴をあけるというところで、安全弁的なもの、逃がし弁的なもので穴をあけたというふうになっています。あくまでも危険排除の目的である。そして、後々問題になっているのは、今行政方も一応動力をかけて使おうと、使用しようと、公益に使おうとしている状態に今現在あろうかと思うんですね。

常識的に法律的に考えれば、私有地、ホテル側の土地で白浜町が温泉を掘削するということは、これは法律上絶対に許可がおりない。この場所は第一保護地域であると。この場所に温泉の掘削ができない。そこで、動力をかけて温泉を使おうと使用しようというふうなことは、基本的には絶対できないんです。許可もおりないんです。

だから、私は今こういう形で何十年もかかっていろいろな問題が起こっているというところ、この辺について、土地所有者から温泉利用許可申請をその後出しています。県の判断は、公共的利用に供するとして、源泉の所有は白浜町にあるということが、これが昭和４０年代に決まっています。

そういう中であの源泉については白浜町の所有であり、場所は私有地である。掘削された、工事をされたホテル側にはその使用権はないという結果が出ているように思うんですけれども、その辺まで私は説明させてもらいましたけれども、間違いございませんか。

○議　　長

質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

ただいま古久保議員より第三天山のご質問をいただきました。

議員が最初おっしゃったとおり、去年の議員懇談会の資料の経過報告を説明されたかと思います。一部ちょっと私のとり方と議員の説明、私のほうがちょっと認識ができなかった部分もあろうかと思いますので、答弁させていただきたいと思います。

確かに保護区域というのは間違いございません。ただ保護区域になったというのは、昭和５１年であります。この第三天山が掘削されたというのは、議員から説明があったように昭和４０年の１月５日に局発性地震が起きて、１月７日にホテルの床面の温度が上昇したということであります。そのときは、４３年に温泉法に基づいて県のほうに申請を行いました。結果的には後付けの許可という表現になろうかと思いますが、その時点では保護区域ということになってなかったので、許可がおりないということではなかったと思います。ただ、この当時も一番近い源泉が崎の湯の入り口のところにありまして、温泉法から言えば、この地域から言えば３００メートル以内は源泉、温泉を掘削してはならないというルールがありましたが、この第三天山に至っては、掘削をしたというのではなく、床面が８０度以上の温度になったということで、危険回避のために超法規的な措置として掘削が認められましたので、

その当時は使用するしないということではなく、危険回避のために掘ったということで、後ほど議員が説明されたように温泉を利用したい旨が土地所有者から出てきたというところであります。

そして、もう１つ議員からご指摘があった、土地と温泉の所有者が違うというところも、結局、県のほうもそのような形での判断ということになったのは、もともと温泉利用を目的に掘削したものではなかったと。危険回避のために海に放流していたと。その当時、県、町、土地所有者とその当時の町内のホテルの社長さんの４者で協議を行い、公共利用に供する温泉であることをその場で県のほうが土地所有者に申し入れ、土地所有者においてもこれを了承したということで、土地と温泉の名義が違うというのは、そのときにそういう話し合いがあったからこそ決まったことと認識しています。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

今説明していただいたとおりだと思うんですけども、私は一応議員としての判断を今申し上げてますので。その後、昭和４３年の６月２６日に白浜町が温泉掘削許可申請書を出したんですね。これは今課長が言われたように事後的にされたと。事後的にこれを、掘削許可を申請せざるを得なかったのか、ホテル側が無断で危険防止のために県の許可も得ずやったものを、後でやっぱりとらなければならないという事後的な判断によってそれをされたのか、これは行政側としてもほっといてはいかんなという形で申請されたのか、その辺はどうですか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

それにつきましても、まず先ほど冒頭に議員のほうから説明がありました工業技術院地質調査所の技官が調査を行い、これは温泉の自然湧出であったと。危険回避のために掘削を指示したということで、これは今でいう国の機関になりますので、国の機関の技官さんがそのように指示があったということで、同年３月に掘削をし、その後は危険回避のために海のほうへ放流していたと思います。ただ、温泉ということになれば温泉法に基づいた手続をしなければならないということで、これはその当時の土地所有者が温泉法に基づいて申請をしてほしいと町のほうに言われたのか、町がそのような形で率先してしたのか、多分温泉法に基づいた温泉ということが認められないと、今後いろいろな課題というか、問題も出るだろうと。これは推測ですけれども、県の指導もあって事後ということの形にはなったと思うんですが、申請のほうをしたというように認識しているところです。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

県の指導があったから、事後的に許可申請を白浜町が出したんじゃないかという、これも昭和４３年ということですので、昔のことであるからはっきりわからないと、そういうことだろうと思うんですけれども、その辺のことは詳しく聞くことはできないのだろうと思うんです。

その後、昭和４３年の７月には渡辺町長のときですけども、温泉に関する契約というものをされていますね。掘削するのにホテル側が使った費用が２４０万円その当時の金額でかかった。それについて、供給することで交換しようやないかと、返していこうやないかというふうな、詳しくはお伺いしていませんけれども、大体そんな形だろうと思うんですけど、そういう契約がされておりますね。

この２４０万円は、掘削されたときにホテル側がどういう状態で２４０万円もかけてされたのか、本当に危険なものであれば、行政側ときちっと相談しながらすべきであったんじゃないかなと、個人でやられるべきものではないなと、そして白浜町の温泉会社の皆様方とも相談しながらすべきじゃないかなという、私はちょっとこの辺に疑問を感じるんですけど、その辺はどうでしょう。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

この費用が２４０万円、その当時のお金でかかったということで、昭和４３年には契約となっていますが、もともと掘削したのが昭和４０年の３月ということで、これも危険回避で、また国の技官のほうからそのような指示があったということです。今議員が言われるとおり、今の時代であればなんですけれども、このときはまだ土地所有者がホテルさんであって、もちろんこの時点では町の源泉には決まっていなかったわけですから、それでホテル側としては危険回避のための掘削を、自分のところの土地に温泉が湧いてきたということで、当然掘削費用については自分のところ持ちということになると思います。

ただその後、先ほど答弁をさせていただいたとおり、土地の所有者と源泉の所有者が土地はホテル、源泉は町となったところで、初めてこの契約書のほうも結んだことになりますので、そうなれば２４０万円も土地の所有者からすれば源泉が町の所有になるのであればということで、この金額については契約後、温泉を送泉する相殺として払ってほしいという協議になったのではないかと、これも推察するところです。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

その件については余り議論をしても仕方ないので、そうだろうと思います。契約書があるのでこの内容を見ればわかりますので。

一番感じるのが、今の動力装置、その後動力装置をつけて、コンプレッサーをつけて海へ放流と。危険防止のためというふうな名目でありますけれども、これは穴をあけた時点で温度がとまった、高温がとまったということは、安全であると、安全弁の役目をしているのであると。温泉源のところから穴をあけることによってその圧力は抜けているのだと。だから、抜けているのだから別に温泉をくむ必要もないだろうと。くんでわざわざ動力をつけて、海へほかさんなんもんでもないんと違うかなという、私はそこにも疑問を感じるんです。これはあくまでも危険防止のために穴をあけたのであれば、そこから温泉が噴いてこない、安全弁の役目をして爆発して上がってこない限りは、もしもう噴き上がってこないのであればふたをして置いとくべき、これを使用するというのは、東京でよう、せこい、せこいとはやりましたけど、せこい考え方をしないほうがいいんじゃないかなと。あくまでも危険防止であ

る。そのためには、これはもう今は安全であるということが保証されたのであれば、ふたをして、万が一のときにふたをとればそれで済むべきものではないかなというふうに私は疑問に思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

確かに議員が言われたとおり危険回避のための源泉であったと。ただ、そのときに危険回避のために掘削して、当初は動力はついていなかったかもわかりません。自然湧出のために床面が８０度になったということだと思うんですが、その後も半恒久的に危険回避、温泉をくみ上げないと同じように温度が上がるというような技官さんの話もあったところなので、それはもうホテル所有者としてはずっとくみ上げていると。

土地所有者とも話をする中で、危険回避は終わった終わったという話は皆さんするが、何をもって危険回避が終わったとするのかという話をされます。というのが、結局地下のことなので、どのような形で温泉というのがまた湧出するかもわかりませんし、その当時の技官が長い目で見て、くみ上げての危険回避ということを指示している中で、ホテル側としまして、所有者側としましては、それを守って今までお湯を海のほうに放流して危険回避をしたというところでありますので、町としましてもその部分については過去からずっと理解しているところであります。

町の源泉になった以上は、町民の財産である貴重な温泉というものを、ふたをして閉じるのではなく、公共利用するということが、その当時からの最善の方策であったがために、動力の許可申請も行って、それで温泉を使いたいということで県への申請も行ってきたところですが、結局のところ動力装置の、申請をしながら許可を得ることができずに、現在まで至っているという状況でありますので、動力許可は今は無許可でつけていますが、本来というか、当初からの危険回避を目的につけた動力許可ということでありますので、その部分については県、または平成２２年に来られた環境省の職員さんも確認はできているところです。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

今白浜町から動力許可の申請をしていると、ですけども許可がおりてない。そんな中で今揚湯試験をこの間されましたね。揚湯試験をするには動力が要るわけやね。許可がおりてないのに、動力をつけて、白浜町がやったわけでしょう。だから、その辺のところは、温泉法にひっかかりませんか。温泉法を私はこの間事務局の方に出してもらって、温泉法第３条、それから今の動力をつけて湧出するということは第１１条かな、１１条にも載っています。こういう法律があるんですね。特にこの１１条を照らし合わせれば、許可がおりていない動力装置をつけて揚湯試験をする、この動力については試験をした結果よしとあれば、許可がおりてないのに使うつもりであるのか。これはもう許可がおりるというのを想定しての行為なのか、この辺はどうですか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

議員がおっしゃるとおり温泉法では、動力許可をなしに動力許可を受けずに温泉をくむということは法律で禁止されております。当地域も第一保護地域でありますが、動力をつけるということも可能であります。まず、その揚湯試験を行い、また、動力を申請するという根本的なところで、それは試験をしなければ、結果のところとして動力をつけるかつけないかという判断を県のほうができませんので、動力許可申請についての揚湯試験については、許可が出ていないから動力を動かしてはならないというのではなくて、動力許可をとるために動力で揚湯して、その安定を図りながら見た結果を県の方に申請して、動力許可の認可をいただくということになりますので、今のところは動力の許可はいただいておりませんし、温泉法のところにいえばとなりますが、温泉を利用しているという状況では今はありません。未利用ですので、そこ部分については温泉法にはかかってこないと認識しています。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

今、揚湯試験についてはそういう答弁でいいやろうけれども、それまでの間に動力装置があったと。危険防止のために海へほかしていたんだと。これは自然に湧いている温泉を海へほっているわけじゃないんですね。動力によって海へほかしている。その行為、これ自身は温泉法には完璧にひっかかるわね。その辺の捉え方はどうですか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

先ほども申し上げましたとおり、当時の掘削というか、自然湧出の後の理由というのが危険回避のためであったということで、それも国の技官が来て認めているところであります。それ以後、自然湧出、また、地下にある温泉を海へ放流することで、温度を上げることを避けたという事実もありますので、そこの部分で温泉法いかんというのではなく、この話が出てきたときも超法規的措置として認められて海のほうへ放流したと。

ただ、議員がご指摘のとおり、動力については許可申請をできておりませんので、そこの部分は行政としても早いところ申請をして、許可がおりるように取り組みのほうは過去から進めておりますが、結果的にはそこまで至っていないというところで、温泉法で言われる動力の許可ということかもわかりませんが、先ほども申し上げましたとおり、これを温泉利用していれば温泉法での違反になりますが、結果的にはずっと未利用ということできておりますので、その辺についてはその当時来られた環境省の職員も、行政法上の措置は必要ということで、動力の再申請をするのも１つの方法だということを言われましたので、それに沿って現在も取り組みのほうを進めているということでございます。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

これについては行政側の説明が多分正しいのだろうと思います。私も昔のことはわかりませんので。

ですけれども、やっぱり不思議に思うのは、危険防止のために２４０万円かけて掘削した。危険は回避できた。その後、使用許可を申請しようとしていた。ですけども、認められずに

白浜町の所有になったと。こういう流れからすると、何かこれは危険防止のためにあけたのと違うのかなという、こういう想定が私にはできるんです。これについては余り詳しく聞く時間もないのであれですけども、この辺のところの、これからの行政側のホテル側との対応をどういうふうにされていくのか、その辺だけお聞きしてこの質問を終わりたいと思います。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

今後の取り組み方ということでご質問をいただいたと思います。

先ほど議員の言葉の中にも出ました揚湯試験というのをこの４月１１日から１６日まで行いまして、結果としましては、そんな無理のない数値をくみ上げるということで、地下の水位が上がったり下がったりするというのも何日間かそういうふうな計測をしながら、特に調査に当たっていただいた中央温泉研究所のほうからは、無理がない、特に問題はないという答えはいただいておりますので、９月に県の温泉審議会のほうが開催されますので、それにあわせて申請の準備のほうを進めたいと思っております。

ただその前には、やはりこの件につきましては１２月議会で補正を上げ、付帯決議もついたということもありますので、申請の前には温泉会社各位と申請をするということの事前の協議は必要だと思っておりますので、その辺についてはまた温泉会社と調整しながら、どのような協議内容になるかわかりませんが、やっていきたいと考えています。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

最後にしようと思うたのやけど、一応説明を聞いていますので。

行政側としたら、あくまでもこれは使いたいと、公的に使用したいと、有効利用したいんやというこの姿勢は変わらんということでいいんですね。町長、その辺はどうですか。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

これは長年の積年の課題なんですね。先ほど渡辺町長の時代からということで、私も町長になってから勉強できてなかった部分で、かなりこれは今までずっと精査してきました。

その検証をする中で、まだまだ行政側の手続上の問題とかがあって、なかなか課題が先送りされてきているというのが現状でございます。その中でやはり地元の源泉である町の財産である源泉を、何とか有効利用していきたいというのが、これはもう私のみならず町民の願いだと思います。やはり温泉会社さんとの協議はなかなか整ってはおりませんけれども、今後協議を深めていく中で、この９月に温泉審議会もございますので、そのあたりで再申請を行えるように、今後関係者の皆さんと協議を重ねて、そして有効利用を公共的な面でできるようなことができないかということで、これはもう喫緊の課題だというように思っています。これをまた先に延ばすということはあってはならないだろうというふうに私は思っております。

○議　　長

質問はよろしいですか。

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

町長の答弁にひっかかっていくわけじゃないんだけれども、これは基本的にはこの温泉は使ったらだめなんですよ。私はそう解釈しているんです。

あくまでも危険防止で、私の土地に行政がいびつな状態で掘削したと。今の現在の状況からすればこういうことはできないんですよ。申請しても通らないです。それを有効的に利用しようという、またそれを将来これから先にこれを使っていこう。それで民間にも分けていこう、民間にも配湯していこう、こういう考え方が、私は町民の方々に理解できるのか、それは私らでも温泉はもう有効に使いたいという気持ちはありますよ。貴重な温泉です。ですけども、これはもとはいびつな状態ででき上がった源泉なんですよ。その辺のところだけちょっと言うておきます。

それで終わります。

○議　　長

以上で、２点目の湯崎第三天山町有源泉についての質問は終わりました。

３点目のフィッシャーマンズワーフ白浜の旧指定管理者との協定書に関することについての質問を許可します。

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

この件につきましては、一応３月議会できちっと可決されて、議会で通っておりますので、もうこの２，２３０万円の決定については何らないんですけど。この決定された金額、２，２３０万円、これの支出をもうされたのか、されたとしたらどこへ振り込まれたのか、その辺のところを聞きたいと思います。

○議　　長

質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

この湯崎地区漁業振興施設フィッシャーマンズワーフ白浜の旧指定管理者との協定に関することについてのご質問でございますけれども、町が負担しました２，２３０万円は、本年３月２５日に契約の相手方である和歌山南漁業協同組合と株式会社フィッシャーマンが指定する口座に振り込みました。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

南漁協の口座ですか、その辺はっきりと再度。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

こちらのほうは、株式会社フィッシャーマンの口座のほうに振り込ませていただいております。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

株式会社フィッシャーマンの口座へ振り込んだということで、初期投資費用については３月２５日ということでございます。この初期投資費用、これは３月２５日はまだ協定期間中ですね。協定は３月３１日まで有効なんですね。この協定されている内容、白浜町と漁協が交わされた協定書、この中の１７条には初期投資費用というのは指定管理者持ちと、リスク負担のところに指定管理者持ちというふうに書類上はなっているんですが、その辺はどうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

すみません、１６条のほうには、備品等の１０万円未満のものについては、というふうな記載があったと思うんですけど。リスク負担というのが１７条ですわね。協定書ですね。協定書の１７条にリスク分担というのがあって、その中に初期投資費用というのがまずありましたかね。私は１６条の部分でのことになるのかなと解釈しているんですけど。

○議　　長

暫時休憩します。

（休憩　１０　時　１４　分　　再開　１０　時　１５　分）

○議　　長

再開します。

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

１７条にはリスク分担という項で、第１７条、リスク分担として本施設の管理業務に関する負担については、仕様書にあるリスク負担区分表のとおりとすると。リスク負担区分表、これ区分表がこれについてますね。区分表のリスク負担についてというところで、資金調達という項がありますね。資金調達の項の中に運営上必要な初期投資、資金の確保、これは指定管理者持ちであるというふうにきちっとうたってますけども、それでどうですかということをお聞きしているんです。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

理解できました。こちらのほうにありますのは、確かに資金調達、運営上必要な初期投資資金の確保ということになってございます。

それで、先ほど私が申し上げた１６条も同じような感じになってまいりますので、ここでダブってからの記載になるかとは思ってございます。それでそちらのほうに抵触というか、該当してくるのではないかということのご質問かと思います。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

私はそんなこと聞いてない。１７条に抵触してないかということですよ。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

そういうことですね。

基本協定書というのは、私どもの解釈としましては、指定管理を運営していく中での１つのお約束事でございます。それで当初、やはりこういった基本協定書を結びまして、最初にやるときに備品はそっちで持ってよとか、初期投資、例えば最初に人を雇うと人件費が足らんからお金をちょっと調達してくると、そういったものを全部指定管理者の中でやってくださいよということで、当然この協定書に基づいて運営されてきたものであるということで理解しております。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

課長、聞いたことに率直に答えてもらって、この１７条に違反してないかということで聞いているのやから、いろいろなことを言われると、私はあんたに言われているとわからんのよ。理解しにくいので、その辺のところ余分なことを言わんと、私の聞いたことだけに答えてくれますか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

今回のこの負担分につきましては、この協定書の項目には抵触してないというふうに理解してございます。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

そうすれば、この協定書は、当局側と漁協側とどういう話し合いの中で協定は交わされたんですか。

リスク負担は指定管理者持ちという形で話し合われたんじゃないですか。その結果、当初２５年度のときには、商売をするのに、自腹で設備やとか什器類は自分でそろえなさいよという約束の中でそろえたものでしょう。自分らが商売するためにそろえたものでしょう。それをこの協定ではリスク負担の中で、あんたらは自分で持ちなさいよという形で、これは表面上きちっと書類上こういうふうな形でできているじゃないですか。

それを今回、協定の期限内において、２，２３０万円、これは議会で議決されたにしても、この２，２３０万円を期限内に３月２５日に、漁協やなしに株式会社フィッシャーマンに振り込んだというこの件に関しては、ちょっと皆さん理解できるかな。町民の人も理解できるかな。私の説明が間違っているのか、多分間違ってないとは思うんですよ。私は自信を持って今質問していますけど。

その辺のところはもうあまり長い答弁をされると時間がないので、簡単に抵触してないかしているか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

私どもの解釈を申し上げたいと思います。

この負担金はとりあえず基本協定書の事項に該当するかという点につきましては、私どもはこれは基本協定書の部分に抵触しないというふうなことで理解してございます。それで、これまでの説明も足らなかったのかもわかりませんけど、仮に、これが協定書の事項に該当したものであるというふうな解釈で考えた場合、基本協定を結ばれた後に、今回の初期投資費用の負担というふうなことで議会の中でもご説明を申し上げ、それでご理解をいただいた上で町として契約を締結してございます。

それで、基本協定書と同じようなものが例えばダブったといたしましたも、当然基本協定も相手方との約束でございますし、契約書というのも相手方との約束でございます。それでその契約が基本協定が結ばれた後にまたそういった個別の事項についての契約がなされてございますので、当然後ろの契約が優先されるというふうなことで理解してございます。

この負担分につきましては、先の定例会でもそういったことでご理解の上で、町議会として、基本協定にはこういった中身があるけど、今の当面指定管理を安定していくというふうな中で町議会として判断をいただいて支払ったものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

その理解はなかなかできない。申しわけないけど。協定のほかに個別的な事項という、こんなのを別にまた約束を交わしているの。今言葉に出てきたけど、別個にそういう約束を交わしている書類があるわけ、資料があるんですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

当然二千幾らかのお約束をして、それで全員協議会の中でもこの備品の取り扱い、後で支払ったらうちのほうへいただくとか、そういったことも約束の中にございますので、このぐらいの金額をやり取りする中では当然契約書を結んで、その部分をどうするかということを明示する必要があるので、そういったことでご理解をお願いいたします。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

次、一応初期投資費用、この町負担までの経過、これにもちょっと疑問が残る。

平成２５年の２月５日、それから２月２２日、全協の資料においては、電気代の１，２００万円、それから温泉使用料１０４万３，０００円、これを町負担にしてほしいんだと、町負担にしましょうと、納付金の９６万円を無料にしましょうという案が出てきたんですね。その後、議員の方々からいろいろな意見があって、平成２８年２月２６日、初期投資費用、設備、備品、什器、取得金額においてトータル２，８４０万円、その金額で全協に資料として出された。その後もこのときにも議員の方々からいろいろな意見が出て、これも引っ込め

て、最終的に３月２日の定例会に議題として、平成２７年度一般会計の補正の中で２，６１２万３，０００円という項目が出てきた。これについては認められんという形で反対はしたんですけども、最終２，２３０万円ということが認められたといういきさつになっていますね。

このいきさつを、細かく要りませんから、何でこういうふうな形になって提案されたのか。私は行政側から議会のほうに提案される姿勢、それを問いたいために今質問をしております。この２，２００万円に対して不服を言っているわけではございません。その辺ご理解いただいて、答弁をください。変遷したわけを。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

当初の電気代から初期投資費用に変わった、こういう内容だと思いますけれども、この施設の円滑な運営を成り立たせるために、経営が安定するまでの間、町が運営経費の一部を負担する必要があるとの考えのもと、開業時から町も必要な負担を行ってまいりました。このことにつきましては、昨年度に町で行いました白浜町漁業振興施設運営分析調査の記述の中にも、指定管理者への相当のバックアップが必要であるとされていることもあり、昨年１１月に全員協議会の開催をお願いしまして、運営状況や分析調査の結果とそれらを踏まえた今後の取り扱いについて説明をさせていただきました。

そして、ことしに入りまして何回か開催させていただきました全員協議会におきまして、町としてのバックアップの方法案を説明し、議員の皆様からいただいた意見も踏まえた上で、本議会で必要な予算を提案させていただいたところです。

なぜ当初の電気代から初期投資費用の負担に変わったのかということにつきましては、町としてのバックアップの方法案としては３つの案を検討してまいりました。まず１つ目は、指定管理料を増額することでございます。２つ目は、電気代等の経常経費を町で支払うこと。３つ目が、初期投資費用に対する負担金の支出でございます。町の財政的なこともありますので、当初は指定管理料の増額と電気代等の経常経費を町で支払うという２つの案で検討しておりましたけれども、電気代の支払いがとまると電気の供給はとめられ、施設の運営に大きな影響が出ますので、同じ負担をするのであれば、運営への影響がより少ない方と考えまして、議員の皆様にも電気代を町で支払うというのではいかがかというふうな提案をさせていただきました。そして、それであればいつまでも負担し続けるのかと、民間ではそのような負担はあり得ないというようなご指摘もいただきましたので、最終的に協議をいたしまして、継続的な負担ではなく一時的な負担をすることで、経営の安定が見込める初期投資費用に対する負担金というふうに提案させていただいた次第でございます。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

今の町長の答弁ですけども、経営の安定という形でいろいろな方法を考えたという基本的なところは、やっぱりこの経営者、株式会社フィッシャーマンはかなり経営が厳しいということで、町のほうから気をきかせて何とか盛り上げてやろうと、町民の税金を使って個人の会社に援助してやろうというふうな形に、今の答弁やったら聞こえるんですけど、今の町長

の答弁において、この私の捉え方はゆがんでいますか。経営が厳しいから助けてやろうと、そういうふうに聞こえたんです。これは後にもつながるんですけど、この経営の厳しい業者を、営利目的とした株式会社を、公募もせずに随契で決めたというところにつながってくるんですけど、これはまた後で質問します。町長の答弁はどうですか。もうちょっと端的に答えてください。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

個人の会社といいますか、これは我々が指定管理をお願いしている株式会社フィッシャーマンでございますので、やはり漁業の振興、あるいは観光の振興につながるということで、当初から和歌山南漁協から株式会社フィッシャーマンになっているんですけど、これは準組合でございますので、そのあたりはもう説明しているとおりでございます。

ですから、かなり当初のいろいろな課題がありまして、経営的にも安定していなかったという部分がございますので、それについてはどういった形で支援できるのかということについて、いろいろと紆余曲折もございましたけれども、その中でやはり一番いいのは初期投資費用の部分を本来なら町が負担すべき出すべきだったものを負担して、そしてその部分をカバーすることによって、経営も少し安定していくのではないかと。２７年度についてはようやくトントンというか、黒字になりつつありましたので、２８年度からはそのことについてもこれから、株式会社フィッシャーマンの指定管理者の中で経営努力していただいて、我々としましてもそれを側面的にバックアップしていくということで、町の施設でございますので、そのあたりはご理解いただきたいというふうに思っております。

○議　　長

暫時休憩します。

（休憩　１０　時　２９　分　　再開　１０　時　３０　分）

○議　　長

再開します。

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

申しわけないです。ちょっと個人的な感情が入ったと思います。申しわけございません。

そしたら、この２，２３０万円、譲与を受けた品物、設備、それから建物、什器類、総額それに見合うものとして２，２３０万円払ったということで、この物件については、これはフィッシャーマンが管理する責任があるんですか。管理物件として今使っているわけですね。使用しているんですから、それは管理する責任があるのか、その辺はどうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

当然管理していただく責任があるということで、ご理解をお願いします。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

ありがとうございます。

それから、協定違反というのは、私はこれは協定違反だと思うんですけども、これについては言ったところであれですけれども、これは法的に一遍考えてみたいなと思っております。

先ほども聞いたのやけども、当初の２５年度に組合と当局側が膝をつき合わせてきちっとした約束事を交わしたと思うんですけども、その中でこういうふうな形で崩れてきている。その途中に業者によってそういう診断もされて、その診断された中から今の町長の答弁にもあるように、こういう形で盛り上げていこうという思いでやられたのだと思うんですけれども、これについては本当にちょっと一番ひっかかるところなんですけども、今後また詳しく聞きたいなと思っています。今回はこれでとめておきます。

それから、今度、指定管理料、浮き桟橋維持管理費と管理料、平成２５年度の浮き桟橋の維持管理ということで、清掃と湾の掃除、そういうことも含めてという形で平成２５年度は２８８万円、平成２６年、２７年で３８４万円と、３年間に１，０５６万円というお金が支払われていますね。これについて、私は一応、情報公開させてもらって、資料は一応議長にも許可を得ておりますので見ます。

平成２５年度、これを情報公開させていただいて、管理業務実施日報というのがずっとあります。作業状況の内容は全部文書として一緒です。最後に写真、ダイバーが潜っているような写真、日にちもないような写真、いつ写したのかわからんような写真、ごみがこれだけありましたよというごみの写真、これは平成２５年の作業業務の報告書ですね。これが行政側に出たんですね。それから平成２６年度は、さらに日報は同じくついています。漁港内に漂流したビニール等の回収作業、廃棄物回収業者にて依頼というふうな形で日報にも出ています。写真も出ています。この写真をずっと点検しました。記念写真みたいにただ立ってるだけの写真、桟橋の周りを泳いでいる写真、この写真で維持管理料の３８４万円、この写真の検査で行政側が公金を支出したのか、これでよしとしたのか。

それで、この掃除を私はこの間見てきました。されていませんね、まだついている。毎月３６万円か、払っている、掃除している桟橋に見えない。もうイソギンチャクみたいなものがついとる。見てきました。こんな状態で本当に作業をされているのか。この内容は、浮き桟橋のカキやとかそういうものがついたときの掃除なんです。そしたら、やっぱり最初に証拠写真としてついているところの写真、水中の写真、そして作業をしているところの１枚の写真、今度は掃除しましたよというところの写真、この３点がついてなかったらこういう支払いができないでしょう。建築らでも水道でも全部そうでしょう。工事関係は教育にしてもそうや。今工事をやっていたら皆そうでしょう。こういう写真があって初めて検査がされて、よし、きちっと仕事をしていただきましたなということで支払いするんでしょう。違いますか。その辺どうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

議員のおっしゃる部分は私も十分理解できます。

ただ、平成２５年、２６年、２７年度は業務の委託ということではなしに、あくまで指定管理料でございまして、それはフィッシャーマンズワーフ白浜の管理に関する年度協定書の中で、本業務の対価として年額３８４万円を支払うものとするというような記載になってご

ざいます。ですから、これは３８４万円を積算していく中での根拠としましては、確かに浮き桟橋の部分は、当初いろいろな業務があったやつを削ってそれを残して金額ということにはなっているんですが、これ自体は浮き桟橋の清掃に対する対価ということではなしに、全体の対価ということで支払ってございますので、その中でこのような報告書が上がってきているというふうなことでございます。

それで、私も今理解できるというふうなことにつきましては、浮き桟橋の清掃の予算については、やはり先の議会の当初予算の委員会の中でも、十分今後運営を考えなさいよというようなことのご指摘もいただきまして、それで議員のご指摘もいただいて、ほかの議員さんからもいろいろご指摘をいただいています。

今年度は、今おっしゃっていただいたようにいろいろなものがついているというのは、実は今は清掃してございません。なぜしていないかというのは、やはり当然そういったことのご意見を踏まえた上で、今後、今までのように年間契約でざっと３８４万円支払っていく、これは今までと同じやり方ですね。そうじゃなしに、やはり今おっしゃっていただいた事前の写真を撮り、これが必要な時期であるか必要な時期でないか、そういったものも判断をしながら、今までは毎月潜ってください、そういった約束でしたが、これからは今あるこの現状をきれいにしていただくにはいつまでの期間があって、それにはどれだけの人件費がかかって、そういったこともお互いの理解の中で契約をしていくと。今、相手方は最終契約の段階では、８月３１日ぐらいまでに一通りのところをきれいにしていただくと。それで、またそれから後は、今おっしゃっていただいたように、カキがそろそろついてきているな、やらんなんなと、そういったことの判断をしながら進めていきたいと。それにはおっしゃっていただくような事前のそういった写真、それからやっているところの写真、終わったところの写真、日報ももう少し詳しいものをつけた上で提出していただいて、それで最終的に業務としてやっていただいているのを確認した上で支払っていきたいと、このような取り組みをしてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

そういう答弁が来るだろうと思って、平成２５年の７月１６日の全員協議会の資料です。浮き桟橋の維持管理は指定管理委託料の中に入っているんです。４万円掛ける９人の８カ月と、これは入っている。これは指定管理料となっている、委託料。だから、やっぱりこれだけのこのお金を払うためには、きちっとした資料を提出させるべきじゃなかったのかというところを、このときに委託料が大幅に減額と新聞にも載っていましたね。当初これは１，４００万円ほどあったやつを議会のほうで言われて減らしたというふうなことで新聞にも載っていると思うんですけど、その中には浮き桟橋というのは消えてないんですよ。浮き桟橋はここへ残っているんですね。浮き桟橋維持管理、メンテナンス及び漁港内海中清掃業務を含むということで、金額が２８８万円、４万円掛ける９人の８カ月というふうに資料が残っている。だから、そういう答弁は、やっぱりちょっとまずいな。まあ、ええわ、かまへん。あんたが答弁したのやからかまへんけど、町民としては理解できないということでございます。

そして、今度新しくこの業務、これは今度は管理委託料じゃないと。指定管理料じゃないと。今回はそれはなしと。そのかわり納付金を１０万円にふやしましたと。白浜町に納める

金は１０万円にふやしたというとであれば、これは清掃作業としての工事請負になるのか、その辺はどうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

業務委託というふうな形で、業務の請負で考えてございます。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

今業務委託ということであれば、３８４万円ということであれば、やっぱり公募して、入札よ。委託は５０万円以上で入札にかけんならんというのをこの間管財に教えてもらった。工事については１３０万円以上は入札、物品については８０万円以上は入札、委託については５０万円以上は入札、これが地方自治法か何かで決まっていると。だから、これについては優先的に株式会社フィッシャーマンにお願いするということは、どういう根拠からそうされたのか、もうそれで請負をさせているのか、その辺についてどうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

まだ現在のところは契約は交わしてございません。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

契約を交わしてないということであれば、幅広く公募されるのか、入札業者を何社か選んで入札ということでやられるのか、優先的に株式会社フィッシャーマンに任すのか、その辺はどうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

その辺の部分につきましては、株式会社フィッシャーマンのほうに優先的にお願いしたいなというふうなことの意思を持ってございますが、ご指摘いただいた部分もございますので、その辺法的に問題がないのかもう一度分析をさせていただいた上で取り組みたいと思ってございます。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

それはぜひとも一遍検討してください。お願いします。

それから、今度は新規の指定管理者の選定というあたりでちょっと疑問のあるところをお聞きしたいと思います。

○議　　長

それでは、３点目のフィッシャーマンズワーフ白浜の旧指定管理者との協定書に関する質

問は終了ということですか。

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

はい、終了です。

○議　　長

それでは、ただいまをもちまして３点目の質問は終わりました。

次に、４点目のフィッシャーマンズワーフ白浜の新規指定管理者の候補者選定方法についての質問を許可いたします。

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

優先的に随意で決められてというところはわかるんですけども、やっぱり条例というものを白浜町はどういうふうに押さえておられるのか。条例はつくった、こしらえたとき以降、きちっと指定管理者の指定手続に関する条例という形で、第１条には地方自治法も載っている。第２４４条、この内容は公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない。これは基本的に地方自治法で２４４条、条例の上にも第１条のところに書いている、これが基本と書いているね。第２条においては、指定管理者になろうとする法人その他の団体を新しく公募するものとする。それから第３条については、いろいろな書類を、事業計画ないし経営状況を説明する書類を出しなさいというふうに説明されておる。

そんな中で、一応、不審に思っているところを言います。

これを決めるときに、我々が判断するときに、資料不足やということで当局側にかなりお願いを私は言ったつもりなんです。そして、当初、きちっとした書類を最初の２５年度の契約のときには、和歌山南漁協との契約のときにはきちっとした書類を出させている。それが全員協議会の資料として議員のもとにさらされている。これだけの資料がありながら、今回、新規に指定管理者を新たに選ぶ場合、この書類に対する資料が全然なかった。資料不足やから私は判断できない、この業者がいいかどうかということも判断できないということで、私は意見も言わせてもらいましたけど、それがちょっとつぶさに出てきたんですね。指定申請書が前回は出ています。今回も新しくフィッシャーマンと交わした指定申請書があるのかな。これは情報公開しましたけれども、２８年の２月２５日に町長の受け付けで指定申請書が出ている。この中には、このフィッシャーマンに対するいろいろな事業内容が全て書かれた資料があるんですね。事業内容から管理運営の基本方針、事業計画、販売計画、仕入れ計画、いろいろ売り上げ予想とかあります。そういう資料が出てきたんですよ。

平成２８年２月２５日というたらどういう日かというと、平成２８年の２月２６日に、我々の議会の全員協議会に、初期投資費用という形で全員協議会にかけられているのが２月２６日や。その２６日までにこういうものがもう交わされて、フィッシャーマンとあるんですよ。あるのであれば、この議会の席に提出すべきじゃないですか。これは日にちがきちっと出てる。

資料がない資料がないと、私は大概言うた。判断しにくいと、議決もできんと。この業者がどういうものかわからんということを大概言うたはずや。それが、２５日に町長が受け付けをしている書類があるのに、内容を見たら大体きちっとわかりますよ。会社の内容も出ている。これが何で出せなかったのか、その辺の理由をちゃんと聞かせてください。

○議　　長

この事案につきましては、当局が答弁するに当たりまして、これもさきの３月議会でさまざまな指摘と意見等がありましたけど、これも議会議決がされている事案です。ですから、古久保議員の説明につきましては、一般的な解釈においての町当局の説明をしていただければ結構かと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

まず、全員協議会のほうになぜそれが出されなかったのかということでございますが、全員協議会の議題につきましては当時負担金の支出に対する事項であったかというふうに理解してございます。ですから、それにつきましては新しく指定管理者を選定する中での議題ではございませんでした。それで、それまでに全員協議会を何度か開かせていただいて、そういったことも説明させていただきまして、そこには当時まだそういった資料もございませんでしたので、町から指定管理に対する仕様書等を提示させていただいて、そこでこのような業務を指定管理者のほうにお願いするというふうなことでさせていただいたものでございます。

それで、個々の指定申請書というのはやはりそれぞれの指定管理者の指定に対して出されるものでございますので、それを全てということになりましたら議案のほうもかなり分厚いというふうなことになってまいりますので、そういったものは省略させていただいて、当局からの説明により議決をいただいたということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

ということであれば、協議会に間に合わなかったということであれば、やっぱり本議会の議案の提出のときに議案として出すときに、こういう資料は、前の説明として全員協議会を開いてこういうものがありますよということを、やっぱり議会の議員全員に知らすべきや。もう株式会社フィッシャーマンありきでどんどん押し込んできて、これを認めざるを得んような形にしてきたという、私はそういうイメージにとっているんですけれども。だから、やっぱりその辺のところを、これから議会に対してこのやり方は避けてもらいたいなと。懇切丁寧に、議員というのは町民から選ばれてなっているんですよ、私、責任があるんです。この２，２３０万円においてもいろいろ町民の方から意見を聞いているんですよ。だから、これについては言われませんけど、だからこういう決め方で、本当に資料として納得して、我々が自信を持って可決しましたよ、そういうものであってほしいんですよ。だから、今、こういうような形で質問をさせてもらっています。いついつ間に合わなかったからというような答弁もいただいてもいいですけど、やっぱり本議会にはこういう資料があって、我々の判断の基本となるようなものを提出していただく。こっちから情報公開の申請をして出さなければならないというような、こんなことを、議員全員にこれは本来配るべきでしょう。要望して出さんならんものじゃないでしょう。だから、その辺のところを言っときます。

それと、先ほど聞きました、初期投資負担の中で全て、備品全てにおいては譲与を受けた管理物件であるという答弁をいただきましたね。その中で、今度はこれも協定書の中の資料にあるんですけれども、この管理物件の品目の中に、当初説明された品目でないのがあるん

ですけども、この辺は管理物件としての品目、フィッシャーマンズワーフ白浜という管理施設の管理物品として第１種備品、それから第２種備品、その中に、我々が初期投資として出された備品の項目と全然違う。この辺はどうなんですかね。バーカウンターとか有線放送設備、カリビアン屋根、こんなものは管理物件には入らないんですかね。この辺の決め方。

○議　　長

古久保議員、今議員の質問事項は、フィッシャーマンズワーフ白浜の新規指定管理者の候補者選定方法についてということでありますので、今のご質問につきましては、協定書の中身の内容を含むことになってきますので、質問事項、関連はありますけれどもちょっとずれているので、その点修正をしていただければ。

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

議長、これは新規に決められた指定管理者のことについて、いろいろな新しく出てきた資料に基づいて、旧と照らし合わせて整合性を今聞いているのであって、その辺のところご理解いただきたいと思います。

休憩お願いします。

○議　　長

暫時休憩します。

（休憩　１０　時　５５　分　　再開　１０　時　５６　分）

○議　　長

再開します。

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

ちょっと手元にその資料というのが具体的なやつがないので、はっきり申し上げられないんですが、恐らく言われているのは、リース資産のところにあることの分が載ってないというようなことじゃ、屋上のそういったものですか。その部分につきましては備品ではございませんので、建物の一環になってまいります。ですから、当然、管理物件の対象になります。それでこの後ろにあります備品というのは、備品としていただいた、あくまで備品を掲載してございますので、そういったことでご理解をお願いします。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

今説明したけど、その中でないのがあると。これもう１回きちっと精査してください。先ほどの答弁では初期投資費用であなた方が出してきた、写真で出してきた備品やとかいろいろなものがありますね。これは管理物件であるということで先ほど答弁されました。その中で今度は新しくフィッシャーマンに管理させるのに、内容が全然違う。だから、その辺のところ徹底されているのかどうか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

別紙で、たしか譲渡対象資産の一覧というのがあるかと思うんです。それで上から３つ目、

これはもう建物なりの部分で、今の説明でご理解いただきたいと思います。それでその下に器具及び備品ということで、４から１６まで項目がございます。これが多分全て２種備品のところに入っているかと思います。それであとのリース資産につきましては、これはリース物件でございますので、現在まだリース会社の所有でございます。それでリースの期間が全て終わった時点で町のほうに全てこちらにいただくというふうなことで、それは契約の中にもそういったことでうたわせていただいております。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

ということは、このリース物件については管理対象に入らないという捉え方ですか。使っているのにそれはフィッシャーマンの責任においてするということですか。町の品物じゃないという意味ですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

所有権上で申し上げますと、現在まだリース会社の所有でございます。ただ、管理は、フィッシャーマンズワーフを運営していく中でそういったものを管理していただいてございますので、当然株式会社フィッシャーマンの指定管理者のほうが責任を持って管理をするという点については、私どものこの備品と何ら変わりのないものということでご理解をお願いいたします。

○議　　長

古久保君、時間はあと２分です。

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

いろいろと初期投資負担の対象の品物というのはある。これはあくまでも違うから、この辺のところはきちっと精査して返事をください。今の答弁ではなってないです。ないもの。あるか。真空包装器、すしロボット、こんなもの全然どこにもないよ。すしロボット、製氷機、いろいろあるけど、コピー機なんかも入ってない。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

ただいまのご指摘については、そういった契約の中で約束しております。それで協定書の中にその部分が足らないということでありましたら、ちょっと一度研究をさせていただいて、その部分の取り扱いについては別に協定書を結ぶなり契約書を結んで、双方に弊害がないように取り扱いたいと思っています。

○議　　長

３番　　古久保君（登壇）

○３　　番

最後に、一応こういう形で、私だけでもこれだけの疑義があるので、そこに対して、あそこの一番白浜町の観光のメッカとして大事なところを優先的にあの業者にお願いしている。

そこにはやっぱり従業員として働いておられる方もおる。だから、そんな中であの業者については、経営者についても、経営者の意識もきちっともうちょっとやってもらわなんだら困る。これだけ行政側がてこ入れしているのに、それだけの成果が上がっているか、地域の人になじんでもらっているか、愛されているか、その辺のところももうちょっと考えてもらって。町民の目線というのは厳しいんですからね。私だけじゃないですよ、町民の目線が厳しいんですよ。だから、その辺も含めて、町長、よろしくお願いしておきます。

終わります。

○議　　長

ただいまをもちまして、３番古久保君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩　１１　時　０２　分　　再開　１１　時　０６　分）

○議　　長

再開します。

５番丸本君の一般質問を許可します。５番丸本君の質問は一問一答形式です。学校の統廃合についての質問を許可します。

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

５番丸本でございます。議長から質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

学校の統廃合について通告をしております。

町立小学校の統廃合の決定権は設置者である白浜町教育委員会にあるとの理解で、これでよろしいんでしょうか。統廃合の決定権は設置者である町教育委員会にあるとの理解でよろしいんですか。最初にこのことです。

○議　　長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　教育長　鈴木君（登壇）

○番　　外（教育長）

ただいま丸本議員のおっしゃるとおり、教育委員会が決定をしていくということになります。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

去る６月９日の午後７時３０分から川添活性化支援センターで市鹿野小学校の統廃合に係る説明会が開かれました。私もその説明会に行かせていただき、話を聞かせていただきました。

その説明会で配付された町教育委員会の資料によりますと、これまで昨年の１１月１０日からことし平成２８年５月１８日まで、計４回会議を持っておられます。この４回の会議で、教育委員会は廃校を決断、６月９日の区民への説明会において、その旨の教育長の発言がございました。６月９日、住民への初めての説明会において、町教委が廃校を決断したとの報告があったように思いますけども、とても地域住民の十分な理解が得られたとは思えません。

行政が統廃合を一方的に進める、こうしたやり方は住民を軽視していると思いますが、いかがでしょうか。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

丸本議員から学校の統廃合につきまして、質問をいただきました。

学校の統廃合につきましては、現在協議中の案件でございまして、今後、正式に協議が整いましたら、全員協議会の開催をお願いして、詳細についてご報告をさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初のご質問について答弁を申し上げます。

これまで白浜町における学校統廃合につきましては、旧日置川教育委員会より日置川町学校統合計画（案）の申し送りを受けまして、平成１９年度に川添中学校と三舞中学校を統合し、平成２０年度には玉伝小学校と安居小学校を統合、また田野井小学校と日置小学校を統合してまいっております。このとき、統廃合の対象となっておりました安宅小学校は時間をかけて地区内で論議する必要があること、市鹿野小学校は地域住民の意向及び道路状況による児童の体力的な観点から、平成２０年度の統合は見送らせていただきました。

教育委員会としましては、これまでも、いきなり学校の統廃合を進めるのではなく、事前にその地域の学校の現状や今後の児童・生徒の推移等について、関係者の皆様にご説明をしてまいりました。

地域住民の理解を得たか得ていないかということにつきましては、個人によってその捉え方が違いますので、一概には言えませんけれども、決して行政が一方的に住民軽視で進めてきているということではございません。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

旧日置川町の時代からこの統合についての申し送りがあったという、こういう説明であったように思うんですけども、ただいま協議中やという答弁でありましたけど、この６月９日の場で、教育長は市鹿野の区民に対して１回しか６月９日にやってませんわね。６月９日の場において、あなたは、教育長、これが最後やと、もう統合は決まっとんねと、こういう旨の発言をされたんね。必要であれば、再度説明会を開くことはやぶさかではないと、こういう意味のことを言うてしもうた。それで、いつの時点できまったのかなと思いまして、余りにも進め方が拙速ではないかという、こう私は思っております。

次に行きます。

統合について、地元市鹿野区の保護者、育友会などから要望があり、統合の話をこの半年余りの間進めてきた、この点についてはどうですか。要望はないと思いますけれども。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

この市鹿野の統合等の話につきましては、平成２６年度あたりから子どもたちの状況が、推移が非常に厳しくなっておると、こういう状況の中で、平成２６年、２７年と、地域全体

にはお知らせしておりませんけれども、学校及び学校関係者にはその旨を伝えてきております。

そして、６月９日の説明会におきましては、今こういう状況で地域関係者を含めて、保護者を含めて事情をずっと説明していっております。そして、いろいろな話をした結果、保護者の方々も十分理解を得てきてくれたという状況の中で、平成２９年度、４月１日をもって統廃合していきたいと、こういう旨を説明させていただきました。

ただ、地域住民には、議員がおっしゃるとおり第１回目でございますので、まだまだ反対でどうやというような声も聞かれませんでしたので、基本的には平成２９年３月３１日をもって廃校して、安居小学校との統合を進めていきたいと、このようにお話をさせていただきました。

以上でございます。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

そしたら、あの場で統合に反対やという意見は、私の感じではありませんでしたわ。それをもって反対がなかったから、来年の３月３１日をもって廃校やと、４月１日から安居小学校と統合すると、こういう話になって、そのような説明をあの場でもされた。しかし、住民を、あの１回の説明で反対がなかったからというて１回の説明で済まそうと、このような統合の運営のやり方は、私なんかもあの場で初めて聞いて、来年３月で廃校するという話をあの場で初めて気がついたんですよ。ちょっと拙速やないんですかねと思いますけども、軽視してないと、反対がなかったから前へ進めるというのやったらそれは教育長の判断でやられるんですから、私は今回はとやかく言いませんけど。

次に行きます。

昨年１１月からの市鹿野小学校統廃合の手順は、平成２７年１月２７日に文科省が出した通知によりますと、公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手続についてに基づき進めてきたものと思います。

文科省の通知のマニュアル、手引きの中に、保護者や地域住民と共通理解を図りながら学校統合の適否について考える必要がある。同時に小・中学校は児童・生徒の教育のための施設のであるだけでなく、地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、教育、保育、地域の交流の場等さまざまな機能をあわせている。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでも、まちづくりのあり方と密接不可分であるという性格も持っている。このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではないということは言うまでもないと、手引きにこのように書かれております。

昨年の１１月からことしの５月までの４回の会議で、統廃合を決めたことは、あまりに乱暴なやり方ではないのかと。通知の中身と白浜町教育委員会が進めているやり方は、乱暴なやり方ではないのですか、どうですか。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

議員のご指摘のとおり、文部科学省が平成２７年度に公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きを策定しました。それを受けて白浜町教育委員会にもその通知が届いております。

文部科学省が公立小中学校の適正規模・適正配置の基準を見直すのは、約６０年ぶりとされておりまして、主な内容は、学校規模の適正化として、クラス替えができるかどうかを判断基準に、小学校では６学級以下、中学校では３学級以下の学校につきましては、速やかに統廃合の適否を検討する必要があるとしたこと。また、学校の適正配置としてはスクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合は、おおむね１時間以内、これを目安とする。こういうことが基準に加えられたこと。これらが挙げられます。

白浜町では、手引きの適正規模に該当する学校は、小学校では西富田小学校と白浜第一小学校の２校、中学校では富田中学校と白浜中学校の２校しかございません。手引きに基づき統廃合を進めることは、現時点では大変困難であると、このように思っております。

教育委員会としましては、今後の児童・生徒数や学級数の推移を考慮しながら、児童・生徒の安心・安全の確保、そして学習環境の保障の観点から、総合的に判断する必要があると考えておりまして、平成２６年度以降、特に三舞中学校区の児童・生徒数や学級数、そして教員数の推移を十分把握した上で、学校、育友会との協議を進めてきたところでございます。

議員がおっしゃられるように、４回、５回のというお話でございましたけれども、私どもは平成２６年から安居小学校と三舞中学校の校舎共有から、あわせて、市鹿野小学校の推移を十分見定めた上で協議を進めてきております。

おっしゃるとおり、ただ１回の住民の皆さんに決定ということで、教育委員会はどう考えておりますかというご質疑をいただきましたので、２９年度にはこういう方向で進めていきたいと、ただしいろいろなご意見がありましたら十分説明させていただきますと、こういうお話をさせていただいております。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

６月９日の説明会で、区民への説明は今回で終わりと、このようなことでありましたけども、５月１８日の４回目の会議から６月９日の５回目の会議までの説明会までの間は２１日間あると思うんですけど、４回目から５回目の間に統合を決めたと思うんですよ。１回、２回、３回、４回とやって、主に児童・生徒の保護者と話を進めてきたと思うんですけども、教育長聞いといてくださいね。４回目の５月１８日から６月９日の市鹿野での説明会の間で、統廃合をするという判断をされたと思うんですけども、いつ統廃合を決めたのかと。内々の中でいつ決められたんですか。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

先ほどから説明をさせていただいておるんですけれども、答弁をさせていただいておりますけれども、平成２６年、平成２７年、そして平成２８年。具体的に話をさせてもらいますと、平成２９年度は児童・生徒数が２名なんです。その２名の保護者の皆さんに十分お話はさせていただきました。現在平成２８年度は３名です。平成２９年度は２名になります。保

護者の皆さんの中には、ちょっとやっぱり子どもの状況も踏まえて、統合は心配であるよというようなご意見もございましたので、じっくりとその部分を詰めていかせてもらいました。

具体的に言いますと、安居小学校への体験入学、体験学習、そんなことを繰り返しながら、保護者のご理解をいただきまして、その結果、全体的に区長さんや学校評議員さんや学校関係者の方々にはもう何回もやっているんです。地域全体には初めてでございましたけれども、そのときも、時代の流れの中で学校がなくなるというのは大変厳しいけれども、黄色い子どもの声が聞こえないのは寂しい。しかし、今さらとやかく言うことはもう難しい。保護者の皆さんの十分な理解をいただいてください。そうすると、地域が反対するものではないと。区長さん方も踏まえてご意見をいただきました。それが平成２８年の頭であったように思います。

そういうことを踏まえて進めてきておりますので、ただ地域全体には１回でございますけれども、十分土壌を埋めてきた、理解をいただいてきたと、このように判断して統合を進めていきたいとお話をさせてもらいました。

以上でございます。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

何回も言いますけど、１回の６月９日の説明会で、私を含め多くの住民が、統合がここまでこの話が進んどったのかと、ちょっとびっくりしておるような状況なんです。それで一部の区長さんとか、あるいは学校関係者、育友会、あるいは民生児童委員とかそういう方とかは、話をされとるというのは聞いておりますけれども、区民の人は全然知らなんだ。私もその知らなんだ１人です。あの１回の説明会で理解されたと、このように判断をしているんですか。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

区民の皆さん全員にお知らせしたのは６月９日でございますけれども、市鹿野区長さん、川添区長さんを初めとして、ご出席をいただいて、２回、お話をさせていただきました。

今回は６月９日にはそういう形で区民の皆さんにお願いしまして、来ていただきまして、子どもたちの状況を踏まえて、先ほどの繰り返しになりますけれども、こういう状況でございますのでご理解いただきたいと。そういう状況の中で教育委員会はどう考えているのか、結論はどうなというお話をいただきましたので、やはりこれを子どもたちの学習権の保障をいうものを考えたときに、来年極小規模校となり、教職員も１名である。校長１名と教諭１名になりますので、そういうことも踏まえて、子どもたちの切磋琢磨しながら教育を進めていく、そういう方向も踏まえて、ぜひご理解いただきたいと、こういうようにお話しいたしております。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

先ほどから丸本議員は、６月９日に初めて統合について聞いたというふうに先ほどからお

っしゃっておりますけれども、教育委員会としましては、やはり地元の議員さんについては事前にお知らせはしているはずなんです。今回は市鹿野のですので、市鹿野出身の丸本議員、今後、仮にでございますけども、安宅小学校がそういうことになれば、辻議員のほうにもご相談をかけていくというのが普通だと思います。実際５月２３日に丸本議員に教育委員会のほうへ来ていただきまして、小河畑次長補佐、西教育指導係長といろいろお話しして、そのときは、ああ、そうか、わかりましたよということでお帰りになったというのは聞いております。ですから、地元の議員さんに対しましては、ちゃんと事前にご説明させていただいております。

先ほど教育長が冒頭に答弁しましたように、全議員さんのほうにはまだお知らせはできておりませんので、ですから、これまでの質問のほうも何とか全員協議会等で説明さえていただくまで待っていただきたいというお願い等々もさせていただきましたけれども、こういう形になりましたので、事前にちゃんと丸本議員にはお知らせ、ご相談させていただいているということだけここで答弁させていただきます。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

確かに五月二十何日か、２３日やったんですか、話は聞いております。それは、６月９日に市鹿野小学校の統合についての話、説明会があるということは聞きましたよ。もう統合がほぼ教育委員会の中で、今まで４回やって６月９日にあるというのは５回目なんです。この４回やったという詳しい説明とか、あるいは、４回やって教育委員会の中ではもう決まっておるとか、そういう意味のことが、たった３０分前後の話やったんですよ。私は別の話で行かせてもろうたときにその話が出てきて、説明会があると。その後１週間前後して回覧で６月９日に説明会があるという回覧板が回りましたよ。細かい話を、何も説明は受けてないですよ。

それと、教育長が、来年度は生徒が２人やから校長が１人、教諭１人になると、これも養護教諭さんとか、あるいは来年は２９年度ですね。また、３０年度になったら新しい新入生が来ますわね。その方は確かに来年、再来年は１年と５年生か何かになると思うんですよ。それで学力差があるので、県との交渉によったら、教諭が２人と２学級、２人やけれども２学級ということも、１年と５年を一緒に教えるわけにいきませんから、これはやっぱり協議していく必要があるのではないかなと思うんですよ。養護の先生を、山間部で僻地やから、これも交渉によって、全然あかんという話じゃないんでしょう。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

児童２人に養護教諭、それから教諭をもう１名ということは、実際和歌山県内を探してみましても子ども２人という学校は単独ではございませんので、そこへつけるということは、はなはだ困難であると。もしそういうことになれば話はしますけど、しかしそれは非常に難しいというふうに押さえております。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

次に行きます。

同じ文部科学省の手引きの中に、学校規模の適正化や適正配置の検討については学校教育の直接の受益者である児童・生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の話を聞き、重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれるとあります。

児童・生徒の保護者と同様に、就学前の子どもの保護者の声を重視しなければならないとあるが、就学前の保護者に聞いたところ、統廃合について教委から説明どころか電話もかかってきてないと聞いたところでございますが、教育委員会から統合の話も聞いてない中、就学前の保護者の声をどのようにして聞いたのか、説明を求めたいのですが。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

就学前の児童の保護者のご意見については、正直伺ってはおりません。伺っておりませんけども、地元の説明会、６月９日ですけども、その説明会を開催して、就学前の児童の保護者に限らず、地域住民さんの皆様方のご意見を広くお伺いする機会は設けております。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

話を聞いてない。６月９日にお知らせしてて。これやったら何で、児童・生徒の保護者らに言うとるんでしょう。２回目、３回目、４回目の会議の場が児童・生徒の保護者は話をしていますね。２回目、３回目と。そのときには就学前の保護者には知らせてないわけやね。国の通知では、児童・生徒の保護者と同様に就学前の子どもの保護者の声を重視しなければならないとある。それで６月９日に来なんだと。全体に知らせて来なんだと、それやったら何で児童・生徒の保護者には特別に呼んだんな。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

正直申しまして、教育委員会では、就学前の児童の保護者の名簿等につきましては、教育委員会の事務で扱う５歳児、その方の名簿しかございません。ですから、どこの地域に何歳以下のお子さんがいるというのは、数字では把握はしておりますけども、その方がどこの保護者の方のお子さんかというのは、ちょっと今のところ把握はできていない状況です。これは個人情報の関係等がございますので、就学の事務に必要のない、使うことのない情報については教育委員会では把握していないのが現状でございます。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

把握してなかったら仕方ないですけども、それでは済まんわけやから。国の文科省からの通知が来てあるんでしょう。それを読んであるんでしょう。中味を読んでなかったのと違うんですか。こんなの調べようと思ったらすぐに調べられますよ。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

平成３０年に１名が入学します。平成３０年の１名は現在５年生の妹でございまして、その保護者にはもう重々お話をしています。そして、これからくだって平成３３年に子どもが入学予定でございます。その子は平成３３年の入学といいますのは、現時点でまだ２歳、３歳の子どもさんでございますので、かわってこられたということでございますけれども、そこまでのお話には至ってないということでございます。

以上でございます。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

平たく言えば、把握はできてあるけど、どこの誰さんやというのは把握できてあるけど、言ってないということやな。

それで、国からの通知に目を通しとったんですか。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

手引きはあくまでも目安を示したものでありまして、それを強制するものではないというのは、丸本議員もご存じだと思います。ただ手引きのほうには、先ほど教育長からもあったように、学校規模の適正化としてクラス替えができるかどうかということを判断基準に小学校で６学級以下、中学校で３学級以下というふうに、そういう学校については速やかに統廃合の適否を検討する必要があるとされております。

ただ、先ほど教育長の答弁にありましたように、この規模に該当するのは、小学校２校、中学校２校のみでございまして、この手引きどおりに進めるとなると、残り１１校については早急に統廃合の検討を行う必要があります。日置川地域の学校を全て合わせましてもこの規模に達する学校にはなりません。

ですから、この手引きを読んだのかどうかという部分については、私はここにも持っております。熟読しております。ですから、先ほどから言われているように、就学前の保護者の方にちゃんと説明するようにという部分はございますけども、市鹿野の場合は、先ほど教育長もおっしゃったように、人数が２名だけですので、それは把握は可能だと思います。ただ、これが統合となりましたら、統合する側、される側、やはり西富田小学校へ統合になる可能性のある学校もございますし、そうなってきたときに、西富田小学校区の全ての就学前の児童をお持ちの保護者というのを把握するのは、非常に困難になるというふうに考えてございます。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

西富田のことは聞いてないです。

統廃合について、６月９日の説明会で、上部機関である県教委の指導のもと、統合の話を

進めているのではない。町教委が独自に進めているとの、こういう説明があったように思うんですけども、県教委との協議は行っている、このように思います。県教委は、住民への１回きりの説明で、住民に十分理解していただいた。そして、就学前の保護者の話は聞いてない中、就学前の保護者から理解を得たと、このように県教委に報告するのでしょうか、その辺についてどうですか。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

現在のところ県教委とはまだ協議はしていない段階です。協議が整ってから県教委との正式な協議が始まるということでございます。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

６月９日までの５回の会議の中で、教育委員会の中で市鹿野小学校はもうこのまま統合やと、こういうことを決められていますか。会議を持って、部内の会議で反対もないからもう統合やと。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

本当に学校がなくなるということは非常に地域にとりましては厳しい。子どもたちの声が聞こえない学校は町がやっぱり廃れてくるという、そういう状況の中で本当に苦渋の決断をしてもらわんならんということになるんですけれども、私どもは子どもたちのための学校か地域のための学校かと、究極を言いますとやっぱり学校教育のための学校であると、このように押さえておりますので、今の子どもたちの状況、教職員の状況、地域の状況、いろいろ総合的に判断したら、統合はやむを得ないなと、このように平成２６年度、２７年度ぐらいから推移を見ながら順々にそういう方向に進んできたと、このように考えてやってきております。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

地域の住民とか、こういうふうに父兄の中、地域の住民から統合を進めてくれという話もない中、適正規模ということで統合を進めていくと、こういう話だと思いますけども、統合して適正規模になって、少人数やったら競争意識というんですか、切磋琢磨できないからそれが統合の理由に聞くんですけども、生徒によっては、人数の多いところで学んだほうが伸びる生徒も確かにあると思うんですけども、少人数のところで伸びる生徒もあると思いますよ。この統廃合を進めていく意義というのがどこにあるのか。その意義はどこにあるんですか。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

少人数、極小規模での子どもたちの指導には非常に細かく丁寧にという利点は当然ございます。しかし、先ほどにもお話しさせていただきましたように、友達、クラスに仲間がおらないとか、同窓会が開かれないとか、さまざまなご意見がありますけれども、やはり安居小学校と統合しましても、文科省の言う適正規模ではございません。クラス替えもできません。しかし、少なくとも同じクラスに仲間がおる、そういう状況が出てきますので、子どもたちの学習環境を少しでもプラスになるということでありましたら、統合はやむを得ないかなと。これはもう教育委員会の考えでございますので、地域の皆様方には、保護者の皆さんにもぜひお願いしたいと。保護者、地域から統合してくれという話はございません。教育委員会サイドで子どもたちの学習権、これをやっぱり保障していくために、少しでもプラスにということで進めてきてございます。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

私は総務文教厚生常任委員会の一員でございますので、この小学校の統廃合については委員会に何の話もなく、昨年１１月から市鹿野小学校区の中で話が進められておったわけでございます。所管の委員会に話もなく、学校統廃合が進められております。この統廃合の進め方は議会軽視ではないのでしょうか。なぜ秘密裏に事を進められるのか、そのわけをお願いします。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

総務文教厚生常任委員会につきましては、平成２７年１月２６日、白浜町小中学校の適正規模と統廃合等について、これまでの取り組みや状況等を含めてご説明させていただいてございます。具体的には、学校の統廃合に関する合併前の取り組み、それから合併後の取り組み、白浜町学校施設耐震化推進計画の内容、主な経過、平成２６年度から平成３２年度までの児童・生徒数の推移、平成２６年５月１日現在の各小中学校の学級数、それから教職員数等についてご報告をさせていただいてございます。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

去年の１月２６日に説明したということやな。

その場で、平成２７年の末から統廃合の話を進めていくというそこまで説明されたんですか。

○議　　長

番外　　教育次長　寺脇君

○番　　外（教育次長）

そこまでの説明はしてございませんけども、そのときは口頭ではございましたけども、三舞中学校、安居小学校、市鹿野小学校、この３校の方向性についてどうするかということを、地域の方々とお話を進めておるということで、このときについては校舎共有が主なものでございましたけれども、それを超えまして児童数の推移であるとか、学級数の推移とあわせて

ご説明をさせていただいております。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

私もこの統合の話については、いずれ近いうちにあるやろなと思ってたんですけど、水面下でここまで進んであるとは、つゆ知らなんだですわ。

ほかの区民の方も何人かはやっぱり驚いとるんやな。こういう進め方が果たして行政のあり方として正しいやり方かということです。何でも秘密裏にやる必要がどこにあるのかなと思って、ちょっと不信感を持ちました。なぜこんなに、水面下というのかこういうやり方をやってきたのかなと思って。先ほども丸本議員には５月２３日に話をしたと、確かに話を聞きましたよ。６月９日で最終報告やというのは、私は６月９日にならなんだらわからなんだ。そこまで話が進むうちに、全協やそういう場所で説明というか、しておく必要があったんじゃないですか。

行政のこの統合の進め方がちょっと私は強引やったと思うんですわ。降って湧いたようにここへ出てきましたから、教育委員会に不信感というんですか、ちょっとそれが出てきたような状況なんです。

それで、この進め方について強引やったというのはどう思われますか。

○議　　長

番外　　教育長　鈴木君

○番　　外（教育長）

まず、統合につきましては、学校がなくなるということでありますけれども、基本的には保護者の皆さんにご理解をいただくというのが、一番最初の大事なところでございます。それを受けて、地域にやっぱりこういう方向で進めていきたいと。

こういう状況でございまして、平成２６年、２７年にかかってやっておりますけれども、なかなか難しいところも多々ございましたので、先ほど申しましたようにいろいろなことをしながら、保護者のご理解をいただいてきたと。そういうことがありましたので、何回も会議もするんですけれども、まだ全体の総意には至らなかった。だから、地区に全部集めてお願いするというところまでは至っていなかったということでございましたので、少し唐突に思われるところもあるかもわかりませんけれども、それまでの間は、まさに水面下のアヒルの足のように、ずっと何回も何回も丁寧にやってきたつもりでございます。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

学校の統廃合について、やっぱりもうこれは少子高齢化ということで、日本全国津々浦々、地方は少子高齢化が進んでいると思いますけども、こういう中、合併したら周辺地域がどうしてもさびれていくと思うんですよ。

地方の再整備というんですか、これについては町も考えていかなくてはならないと思うんですけども、町長、どうでしょうか。過疎が進む山間地について、どのようにお考えになりますか。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

今、丸本議員から過疎の進む中山間地域といいますか、日置川地区も含めた地方の状況をどうやってこれから活性化していくか、どう取り組んでいくかということだと思いますけれども、ただいまの学校施設、これは統廃合が進んでいるという状況がございますけれども、やはり教育委員会の答弁にもございましたけれども、私も統合ありきで進めてはいけないというふうに思っております。これは統合ありきで進めると、恐らくなかなかうまくいかないのではないかなというふうに、私も教育委員会の教育委員として数年やらせていただきましたけれども、その中でもやはりまだなかなか難しいなと。地域の総意として、全ての方々に納得いただくことなかなか難しいんでしょうけれども、やはり学校の灯が消えるということは大変厳しい、そういったことはできるだけ避けたいというふうな気持ちが、地域の皆さんにはございます。それをやっぱり重要視して、そこに思いを寄せるというのも大事な視点だと思います。

しかしながら、やはり時代の流れかもしれませんけれども、人口減少が進む中で、地域のこれからのまちづくりをどうやっていくかということにも町としましても取り組んでいかないといけないと思っております。

日置川地域のように中山間地域を中心とした地域におきましては、これからもやはり自然をどう生かしていくかとか、あるいはほかにはない施策を行うことによりまして、この地域の活性化を図っていく必要があろうかというように思っております。そうした意味でも、全国に先駆けて取り組んでおります民泊ですとか、あるいは教育旅行、農業、林業、あるいは漁業などの体験をする体験観光とか、こういったものもより充実できるように取り組みを進めてまいりたいと思っています。

川添地域におきましては、平成２４年度から県の過疎集落再生活性化支援事業によりまして、地域の産品を使ったお弁当や味噌づくりに取り組んでいただいております。廃校となりました旧川添中学校を活用した「川添カフェかーちゃんの里」は、多くの人々でにぎわっております。地域を見ますと、著しい高齢化や目立つ空き家など、これからさまざまな課題に取り組まなければならないと思ってございます。今年度からは、町といたしましても、空き家の実態調査を行ってまいります。

その中で、定住人口の促進が図られるかどうか、これもやはり大きな地方にとっての課題だと思います。言うはやすく行うは難しだと思いますけれども、皆さんはご存じかと思いますけれども、隣のすさみ町さんなんかも、定住人口をふやすための住宅の建設に向けて今考えているというふうに聞いてございますし、やはりそういう現状を踏まえて、若者にももちろん目を向けて、若者がふえないと子育てといいますか、子どもがふえないということもございます。ですから、日置川地域のみならず、白浜町全体として今後、空き家対策あるいは定住人口が少しでもふやせるような取り組み、企業誘致、あるいは、日置川地域にございますので企業団地への誘致、そういったところも含めて今後、今まで以上にまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

町といたしましても、日置川事務所を中心に、先ほどから申し上げておりますような地域の皆様によって活動が引き続き行っていただけるよう、町といたしましてもできる限りの民泊事業とか、あるいはそういった教育旅行への支援、そして協力、地域の活性化につながる

ような取り組みを住民の皆さんとともにやってまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議　　長

５番　　丸本君（登壇）

○５　　番

以上で終わります。ありがとうございました。

○議　　長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩　１２　時　００　分　　再開　１２　時　５８　分）

○議　　長

再開します。

１３番楠本君の一般質問を許可します。楠本君の質問は総括形式です。地域医療構想についての質問を許可します。

１３番　　楠本君（登壇）

○１３　　番

それでは、通告順に従いまして、一般質問を行います。

議員懇談会でも申し合わせのとおり、前置きを省略いたしまして、早速本題に入りたいと思います。

既に質問書は当局にお渡ししておりますので、簡略な答弁をお願いいたしたいというふうに思います。

県は、将来の県内の医療体制のあるべき姿などについてまとめた「地域医療構想」を発表いたしました。申すまでもなく、地域医療構想は１４年に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、都道府県に策定が義務づけられたものでございます。県は、現在の病床の稼働率、今後の高齢者の人口推移等をもとに、国のガイドラインに沿って２０１４年時点の必要病床数を推計したとされております。

県は、２０２５年における医療圏ごとの必要病床数を発表しましたが、病床は機能ごとに４つに分かれております。１つは救命手術等緊急度の高い「高度急性期」８８５床、２つ目は一般的な手術などに対応する「急性期」３，１４２床、３つ目がリハビリなどの在宅復帰支援を行う「回復期」３，３１５床、４つ目が長期入院を担う「慢性期」が２，１６４床となっているところであります。人口減や高齢化の進行を踏まえて、手術に対応するための病床を大幅に減らす一方、リハビリ等の在宅復帰支援を行う病床をふやしていきたいとの考えがもとであると聞いております。

地域医療構想（パブリックコメント案）に対して寄せられた意見、県の考え方についてインターネットで検索いたしました。これは、４９項目についての医療圏域における意見がございます。田辺圏域では、この４９のうちのナンバー３６とナンバー３７で、地域として支え合う在宅医療供給体制をいかに構築できるかが課題だと。その課題に対する対策が必要。また、特養、介護、施設に係る整備、山間地域を含めた圏域全体、この圏域は田辺圏域の圏という意味です。圏域全体をカバーする在宅医療体制の構築、看護学校の定員増等、具体策が不明との意見が、田辺圏域から出たところであります。

私が一番心配いたしますのは、白浜町、白浜はまゆう病院は、どんな意見を具申されたのかお伺いしたいと思います。

また、はまゆう病院との懇談会においても、大方の議員が松尾副理事長よりビデオを使用した講演を聞き、はまゆう病院の現状と課題を聞いて、これからの地域医療の難しさを痛感したことでありますが、はまゆう病院と連携した取り組みを早急に進めていかなければならないと思います。人口減少に伴う諸課題、療養型病床群のベッド数の削減、ベッド数の減少は、病院の収入に大きく影響するところであります。

また、はまゆう病院の経営安定は、当局はもとより、町民の願いでありまして、債務負担行為を行う町にとっても、喫緊の課題と思うところでございます。

地域医療構想に対して、町とはまゆう病院が連携して課題解決に向けて取り組む基本姿勢と今後の対策について、所見を賜りたいというふうに思います。

第１回目の質問を終わります。議長、私の質問は総括でございます。よろしくお願いします。

○議　　長

１３番楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　町長　井澗君（登壇）

○番　　外（町　　長）

ただいま楠本議員より、地域医療構想と白浜はまゆう病院の今後の課題につきまして、ご質問をいただきました。

議員がおっしゃるとおり、平成２６年６月成立の医療介護総合確保推進法を受け、将来の目指すべき医療機能別提供体制を示す「地域医療構想」を各都道府県において策定することとされ、今回和歌山県において策定されたところです。その背景には、今後の人口減少に加えて、人口構造が変遷していく中で、地域医療に関しては単なる量的な管理だけではなく、治す医療のみにとどまらない、治し、支える医療への質的転換も求められることとなることがあげられます。

議員のご質問の白浜町、はまゆう病院はどのような意見具申をされたのかとのご質問でございますが、地域医療構想を策定するに当たっては、県内各二次保健医療圏単位で、圏域別検討会を県が設置しました。田辺保健医療圏においても、保健所や医師会、病院関係者、行政等で構成されるこの検討会に、町及びはまゆう病院も構成員の立場で参画し、地域医療構想策定に向けた検討、意見交換を重ねてきたところでございます。

検討会の中では、はまゆう病院からも、病院の使命は、まず患者、地域を守ること。２番目は職員を守ること。医療には効率があるため、一定の規模が必要で、人口が多い地域だとうまく組み合わせることができるが、人口が少ない地域だとどうしても効率の悪い面が生じ、医療的、経済的なロスが出る。そのロスを明瞭化し、地域の方々の理解を得るため、このような検討会等で、今後１０年かけてお互いに情報交換して、連携と役割分担をしていけばよいといった意見が出されています。

白浜はまゆう病院の評議員会の中ではまだ地域医療構想は議論はされておりません。今後、地域医療構想の実現に向けた取り組みが進められてまいります。医療分野での病院運営の変革と今後進んでいく在宅医療の推進の中で、介護分野などの町としてすべき役割を明確にし、はまゆう病院と連携して、地域に密着した病院を時代に対応した運営と健全経営ができるよ

う、体制づくりの構築に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○議　　長

答弁漏れはありませんか。当局の答弁が終わりました。

それでは、再質問があれば、許可します。

１３番　　楠本君（登壇）

○１３　　番

町長から、はまゆう病院の評議員会、これは議長も出席されて、歴代の議長も出席されていると思うんですけれども、町長ははまゆう病院の理事長でありまして、会を仕切る立場にあるというふうに思います。そうした中においても、私は、松尾副理事長と懇談する機会がありまして、大変厳しい状況にあると、はまゆう病院の現状を淡々と聞かされまして、議員にもやはりわかってほしいのだという説明を受けたところであります。

そうした中においても、やはり先ほども言いましたけれども、はまゆう病院は、町の安心・安全なまちづくりのためにも、医療や介護の拠点でありますし、今までの経過の中で、やはりはまゆう病院の存在なしに町民の医療を語ることはできない、そういうように思っております。そうした中においても、歴代の院長、亀井さんが退任されるときにもお話がございましたけれども、白浜の病院としてどのように町が支えていただけるのか、こういう中においても、議会で債務負担行為を承認したところであります。そうした中においても、はまゆう病院の経営は、我々町民にとって大切なのであると、こういうふうな認識を持っているところであります。

それでは、二次質問に入ります。

１つは前から言われておりますように、療養型病床群の今後の動向について、地域医療構想の策定後、はまゆう病院のベッド数にかかわる問題でございますが、現時点でどのような把握をされているのか。民主党政権時代には、療養型病床群を廃止していくというような問題があって、また自民党に戻って、一気にそういうことにはならんだろうというような経過もあって、現在に至っております。まず１つは、その療養型病床群についてお聞きします。

２つ目は、県のパブリックコメント案に対して、高齢者が多いということしかふれられていない。地域性・雇用環境・家庭事情にも踏み込まないと、課題解決にならないのではないか。この４９項目の意見に対して、県は意見を付して考え方について出しているんですけれども、やはり一番心配なのは田辺圏域の問題でございまして、圏域間の田辺圏域とか有田圏域とか新宮圏域とかありますけど、やはり我々としてこのパブリックコメント案が全てではないというふうに思いますし、県議会の中でもいろいろとご議論があるような話も聞きますけど、白浜町としても、パブリックコメント案に対して寄せられた意見及び考え方についても十分熟知して、勉強していく必要があるのかなというふうに思います。

３つ目は、在宅医療のあり方について、３つありますから聞いてほしいんです。

１つは市町村が在宅医療・介護の連携事業を推進していく中で、今度新たに複数市町村にわたる連携の取り組みを県が支援するとなってあるわけですね。具体的な支援内容が不明でありますので、当町の白浜はまゆう病院の存続にかかわる重大関心事でありますので、まず見解を求めたいというふうに思います。田辺や上富田やとかそういう連携をしていく中で、県が支援するとなったんのやけども具体的にどんなことをしていくのかと、こういうことでございます。

２つ目は、地域密着型協力病院については、私は新聞の切り取りも持っているんですけれども、和歌山県が独自に指定するとのことですけれども、この地域密着型協力病院とはまゆう病院の関係についてはどうなるのかなというふうに思います。

３つ目が、医療と介護の連携に関して、幾つかの問題がございます。以前にも水上議員からも質問があったように記憶しているんですけれども、その１つが医療と介護の線引きであります。例えば爪切り行為は医療行為ですが、厚労省は２００５年に介護職が行ってもよい行為のリストを公表しましたけれども、現場ではなかなかその実践が難しいと聞きます。入院または転院先の受け入れ先探しにも、医療と介護の連携が重要となる。一定の医療行為を行った病院は転院先を探す。このまま置いてほしい町民や患者からのいろいろな相談があると思います。実態と現状把握について、見解を求めたいというふうに思います。

病院で一定の医療行為が終わったら、必ず転院してくださいというような話がちょこちょこ聞きますし、困ってるんやよという家族からの相談も多々あるように思いますし、私もそういう相談を受けたところでございます。そうした実態について、考え方をお聞きしたいと思います。

それから、町長が先ほどはまゆう病院の評議員会の話をされておりましたけれども、やっぱりこれは評議員の皆さんも既に松尾先生から聞いてあると思うのやけども、町長も松尾先生からいろいろと資料もいただいて研究されているというふうに思うんですけど、やはり広く町民の皆さん、まずは役員の皆さん、また役場の幹部職員の皆さんも、はまゆう病院の経営は今後大変になってくるんやぞと、こういうような危機感を持って対応していただきたいというふうに思います。

以上をもって二次質問を終わります。

○議　　長

楠本君の再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　住民保健課長　廣畑君

○番　　外（住民保健課長）

ただいま楠本議員より再質問をいただきました。再質問の１点目の地域医療構想におけるはまゆう病院のベッド数の把握についてにつきまして、答弁をさせていただきます。

地域医療構想では、現時点で、各圏域での病床機能ごとの病床数が出ておるところでございます。今後、県が設置する医療関係者などで構成いたします協議の場におきまして、今後また検討されるというふうに聞いているところでございます。

２点目の地域性・雇用環境・家庭事情にも踏み込まないと、課題解決にならないのではないかというご質問についての答弁ですが、地域医療構想は、国のガイドラインに基づいて、今後の人口変遷などを加味して、地域の実情に応じ作成したものでございます。県が地域医療構想を策定するに当たり、各二次医療保健医療圏単位で圏域別検討会において協議をされて、５月末に策定されたものでございます。

具体的には、圏域ごとに人口構造の変化の見通しや区域における現状と課題、そして在宅医療等に係る状況、地域医療構想の実現に向けて必要となる施策等が盛り込まれているところでございます。

それから、３点目の在宅医療のあり方で、複数市町村にわたる連携の取り組みの具体的な県の支援内容のご質問について、答弁をさせていただきます。

高齢化と人口減少などに伴い、医療においても、今までの治す医療からリハビリなどの治して支える医療に質も変わってきてございます。そのような中で、在宅医療を推進していく必要があり、現在、田辺圏域における和歌山在宅医療推進安心ネットワークを構築のため、関係者による検討が進められているところでございます。限られた医療資源を効率的に活用し、地域として支え合う在宅医療提供体制、これをいかに構築できるかが、課題であると考えているところでございます。

それから、続いての質問の地域密着型協力病院につきまして、はまゆう病院は関係してくるのかというご質問についての答弁になります。

議員ご指摘の地域密着型協力病院は、在宅医療を推進するため、在宅医の後方支援を行う病院を確保し、在宅患者の症状が急変した場合などに対応する病院で、和歌山県独自の制度であると聞いております。今後、在宅医療が推進されていく中で、また、健全な病院経営のため、地域密着型協力病院の指定につきましても、はまゆう病院と十分検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、最後のご質問の医療と介護の連携についての答弁をさせていただきます。

医療と介護の連携の現状についてですが、議員ご指摘の転院先選定につきまして、患者やそのご家族の希望に合わないとの話も私も聞くことがございます。医療現場と介護現場の連携は、非常に今後大切であり、今後ますます在宅医療を支えるネットワークづくりや、医療、介護職間における情報共有が重要になってくると認識してございます。

まずは、地域の人が困らないよう、地域の医療を守り、そしてはまゆう病院の健全な運営のためのあるべき医療体制について、関係機関と十分検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議　　長

答弁漏れはありませんか。

当局の答弁が終わりました。

再々質問があれば、許可します。

１３番　　楠本君（登壇）

○１３　　番

二次質問についての答弁を廣畑課長からいただきました。

何点かの中で、当局もおわかりでしょうし、議員の皆さんも、この問題はいろいろと聞いてあると思うんですよ。はっきり言うて、医療行為が終わった時点で、点滴とか喉の吸引ですか、それも踏まえて、たらい回しにされているというのが現状なんです。

そういうことも踏まえて、やはり現場の声を十分聞いた上で、はまゆう病院の連携、さらにはケアマネとの連携を踏まえて、今後やっていってほしいなというふうに思います。

なかなかケアマネさんも困っているという実情も聞きますし、病院の名前を出して悪いけども、南和歌山からはまゆうへ、初めは受けてくれると言いやったけれどもなかなか難しい。それからその後、また患者が急変したのでちょっと置いて、それでまた転院と、今度はすさみ病院へお願いした。結構受けてくれたと。こういうような実情も聞きます。そうした中でやはり実態とペーパー的に厚労省、さらには県のパブリックコメント、これとかけ離れた現場の声があります。そういう部分においては、やはり今課長から答弁もありましたけど、治して支える医療、ここらが今後その体制づくりができてあるのかと言うたら難しいところが

あると思うんですね。これは今後の研究課題やという課長の答弁でありました。今言うて、今それじゃどうするというものではありませんけれども、そこは答弁は要りませんので、今後、十分協議をしてもらいたいというふうに思います。

それと、町長に再度お伺いします。

やはりはまゆう病院の評議員会においても、十何人かの委員の皆さんが入っておりますし、たしか副町長も入ってあるのかなというふうに思うんですけれども、議長さんも恐らく、私が議長のときにも入らせていただきました。そういうのにおいても、この問題については、きちっとやっぱりはまゆう病院の存続は、我々町民にとっても物すごく影響してくるのやなと、そういうことに思いますので、町長、最後に答弁があれば意気込みをお聞かせください。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

今、議員からご指摘いただきましたように、これからの病院経営、特に白浜はまゆう病院の経営につきましては大変厳しいものがあるというふうに、よく皆様もご認識いただいていると思います。

その中で、今回の田辺圏域の中で、この中には構想案でございますけれども、やはり指摘がされております。先ほど言っていただきました高齢化だけじゃないんですね。山間地域を中心に高齢化が進んでいるという事実と、医師、看護師がやっぱり不足していると。白浜はまゆう病院におきましてもやはり一部カバーできている部分はありますけど、まだまだ全体を通しましてやはり医師が高齢化をしていて、なかなか足らないということで、まだ今募集中のところもございます。その中で、今後、やはり独居老人あるいは老老介護の増加ということが、これはもうすぐに目の前に迫っておりますので、そういった対応がこれからの課題であるというふうに思っております。

人材確保のこれをどうやってやるかというのは、病院だけではなかなか難しいんですけれども、やはり経営の安定も含めた、今後、医師あるいは看護師の安定的な供給をしていかなければならないというふうに思っております。

それから、先ほどからご指摘いただいていますように、全体としましては、やはり現在は急性期病床が２倍以上あるということで過多の状態になっておりますので、あと回復期の病床が大幅に不足しているということで、白浜はまゆう病院におきましても回復期病床をふやすということで、今取り組んでおります。そういう中で、回復期の病床への転換を図る必要があるというふうにも聞いてございます。

それから、先般も評議員会、理事会がございまして、その中で松尾先生のほうから副理事長のほうからも、今後の経営のあり方、これはもう１つは今現在の病院の中では総合病院といいつつも、なかなか全ての分野において充実しているわけじゃないということもありまして、今後、白浜はまゆう病院の特性、過去におきましては温泉の療養、リハビリの病院だったということがありますので、温泉を使ったリハビリテーション機能を持った施設をつくるべきではないかというふうな意見もございます。それは私も賛成でございますので、やはり特化した形で何か温泉リハビリができるような病院を目指すべきではないかというふうに思っておりますし、今後はそれにも費用のかかることでございますけども、予算を何とか見出しながらつけていきたいなというふうに思っております。

いずれにしましても、この白浜町の病院、白浜はまゆう病院だけじゃなくて、西牟婁圏域であるいは和歌山県全体として、やはり県の力も借りながら、安定した病院経営とそれから町民の方々に安心して来ていただける、信頼のおける病院であるために、今後町としましてもできる限りの協力と支援をしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議　　長

１３番　　楠本君（登壇）

○１３　　番

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議　　長

以上をもって、楠本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩　１３　時　２７　分　　再開　１３　時　３４　分）

○議　　長

再開します。

１１番南君の一般質問を許可します。南君の質問は一問一答形式です。耐震化ではなく新庁舎の建設をの質問を許可します。

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

それでは、耐震化でなく新庁舎の建設をということで質問させていただきます。

今議会に本庁舎耐震補強工事についての議案が提出されております。しかし、建物は老朽化が著しく、工事をしても現庁舎が抱える問題点の根本的な解決にはならないと言われております。

私は、２０～３０年ほど前に起きた災害のことを思い出しました。関西の大手私鉄沿線で豪雨による洪水で線路が流されてずたずたになったのです。大被害を受けたのです。その会社は、中小私鉄を合併して大手になったわけですが、前の鉄道会社をそのまま引き継いだので、レールの幅が狭い、いわゆる狭軌の線路と幅の広い広軌の線路があったそうです。だから、ある駅まで来たら乗客全員がおりて乗りかえなければならない状態でございました。線路の被害ですが、例えば狭い線路、狭軌のまま復旧するのには１～２週間かかるとすれば、狭軌を広軌にやりかえる工事をするのに倍の時間がかかったとしても、この鉄道会社は広軌に統一する工事を選んだのであります。広軌の復旧工事をしたのはもちろんですが、狭いままで直す復旧工事よりもより先々を考えた復興工事を選んだわけでございます。これも線路の幅をいずれ統一するという事前の構想、準備があったからこそできた工事だと思います。この大阪の私鉄を仮に白浜町が経営したとすれば、幅を統一せず、復旧工事をした可能性が十分にあると思います。

私は町合併以前から、本庁舎の問題は必ず出てくると思っておりました。場所を含め、移転、新築の準備や工事を含め、完成までに５年は必要と、今さら言われましても、合併から１０年以上経過しても、場所も支所の統合も含め、何の構想も持ってない。だから、東北大震災や熊本地震が起こったので、とりあえず目先の最小限の耐震工事をするのだと思われても、これは仕方のないことだと思います。

４年前の耐震診断結果を待つまでもなく、素人が見ても問題点の多い現庁舎です。本来なら、今回の議案ははっきりとした構想をもって移転、新築するか、あるいは一時しのぎでなく大規模改修して、長く現庁舎をそのまま使うかという議論であれば、理解ができます。しかし、今回の工事は１０年近く何とか持ちこたえればいいという感じがしてなりません。

耐震工事の議案が出ていますが、私の庁舎新築移転問題も関連いたしますので、少し質問に対してご容赦願いたいと思います。

５月１３日に全員協議会がありました。本庁舎補強工事についてという資料が配付され、説明されております。平成２４年の耐震診断を踏まえての耐震対策検討委員会のまとめが公表されています。一部を読ませていただきます。

本庁舎耐震化に向けた具体策として、法定耐用年数を超過した現庁舎は、大規模改修により延命化を図っても、長期にわたる使用は困難である。また、事務の拡大やＯＡ化等に伴う狭隘化など、多くの課題に対応するためにも、速やかに建てかえに向けた取り組みを行う必要がある。建てかえに当たっては、建設予定地の選定や基本構想など、事業完了まで少なくとも５年以上を要する事業であること、財源を確保するためにも、庁舎整備基金の計画的な積み立てを実施する必要があることなどから、１０年後をめどに新庁舎が開庁できるよう進めるものとする。その間における現庁舎の耐震性の対策として、必要最小限の暫定的な耐震工事を早急に行うものとする。しかしながら、一方、老朽化が著しい建物であることを踏まえると、耐震補強とともに大規模改修による延命化を図っても、将来にわたってどの程度の安全性を担保できるのか、また、現庁舎が抱える問題点の根本的な解決につながらないものと考えると、報告されています。

そこで、１点ずつお聞きいたします。

まず、今回の庁舎耐震工事は、国の補助金を受けて工事をすると聞いております。この工事完成後に新庁舎を建設する場合、補助金を受ければ５年間とか１０年間とか新築できないとか何らかの制約があるのか。極論をすれば、耐震工事完成後に３年とか４年とかで新築のめどがついた場合、新築移転は可能なのか、その場合補助金はどうなのかをあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外　　町長　井澗君（登壇）

○番　　外（町　　長）

ただいま南議員よりご質問いただきました本庁舎の耐震化による安全性につきましては、耐震性能は、ご存じのように主にＩｓ値であらわすこととなってございます。基本的には、Ｉｓ値が０．６以上の場合が耐震性ありとなります。この数値は、大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できるということで、官公庁施設、学校施設等はより安全性を考慮し、Ｉｓ値０．７以上を確保することが望ましいとされてございます。今回の耐震化計画につきましては、Ｉｓ値０．７５以上を目標に耐震補強工事を実施することとしております。

詳細につきましては、総務課長から答弁をさせていただきます。

○議　　長

番外　　総務課長　榎本君

○番　　外（総務課長）

私のほうからは、耐震改修に至った経過、あとご質問のありました補助金の関係につきまして、少しお時間をいただいてご答弁させていただきます。

本庁舎の耐震補強工事における庁舎の安全性についてですが、本庁舎耐震補強工事につきましては、去る５月１３日に開催をお願いいたしました全員協議会においてご説明させていただいたとおりでございますが、耐震補強工事に至るまでの経過についてご説明いたします。

平成２４年度におきまして本庁舎の耐震診断を実施しましたが、本庁舎の旧館がＩｓ値０．２７、本庁舎新館がＩｓ値０．２９でございました。Ｉｓ値とは構造耐震指標のことで、地震力に対する建物の強度、靭性、粘りの強さですが、これらを考慮いたしまして、建物の各階ごとに算出いたします。構築物の耐震改修の促進に関する法律で、震度６強から７程度の大地震に対して、Ｉｓ値が０．６以上では倒壊または崩壊の危険性が低い、０．３以上０．６未満の範囲では、倒壊または崩壊の危険性がある、０．３以下では倒壊または崩壊の危険性が高いと定められてございます。

したがいまして、本庁舎につきましては新館、旧館ともにＩｓ値が０．３以下であり、大地震後、倒壊または崩壊する危険性が高い建物であるとの診断結果が下されたところでございます。

その診断結果を受けまして、平成２５年度には本庁舎の耐震対策に関する庁内検討委員会を設置いたしまして、建てかえも含め本庁舎の耐震対策について検討してまいりました。その検討のまとめを、本庁舎耐震化に向けた具体案といたしましては、法定耐用年数を超過した現庁舎は大規模改修により延命化を図っても長期にわたる使用は困難である。また、事務の拡大やＯＡ化に伴う狭隘化など、多くの課題に対応するためにも、建てかえに当たっては建設予定地の選定や基本構想など、事業完了まで少なくとも５年以上を要する事業であること、財源を確保するためにも庁舎整備基金への計画的な積み立てを実施する必要があることなどから、１０年後を目途に新庁舎が開庁できるように進めるものとして、その間における現庁舎の耐震の対策として、必要最小限の暫定的な耐震補強を行うというふうに定めたものでございます。

近い将来その発生が高い確率で予想されていますので、速やかにそうした地震に備えるためにも、町としましては、まずは現庁舎の耐震性を確保するよう、耐震補強を実施することといたしまして、平成２７年度において昨年度実施設計を行いまして、本年度より耐震補強工事を実施することとしたものでございます。

議員ご質問の緊急防災・減災事業の補助金、国の補助金、そうしたものがどのように今後影響してくるのかというご質問ですが、今回の庁舎の耐震工事に関しましては、国の補助金ではなく起債でございます緊急防災・減災事業債を財源とすることとしてございます。通常、国庫補助金を活用した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金の適化法ですが、補助金を活用した施設の処分に当たっては、原則１０年間はできないとされております。また、何らかの理由でどうしても補助金を財源に整備いたしました施設等を処分する場合は、所管省庁への処分申請を行う必要がございます。交付された補助金につきましては、基本的には国へ返還する必要があると、このように考えております。

今回の財源となる緊急防災・減災事業債につきましては、資金を借り入れることになりますので、借り入れた後に返済途中で対象施設を撤去するといった場合には、改めて融資をい

ただいた機関との間で協議を行うこととなるのかと、そのように思ってございますが、場合によっては未償還部分、途中でありましたら未償還で残っている部分につきまして、繰り上げて償還するといったこともあり得るものと考えてございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

そうでしたら、単純に考えれば１０年間はこのままでいかざるを得ないというか、そういうふうに受け取ってよろしいんですね。もうこのまま小規模改修というんですか、本格的な改修じゃなしに、とりあえず１０年もったらええんやという。ただし１０年以内にはもう新しい庁舎へ行こうかということは不可能という、そういうふうに受け取ってよろしいんですね。

○議　　長

番外　　総務課長　榎本君

○番　　外（総務課長）

先ほど申しましたように、補助金ではなくて起債を充てますので、補助金でありましたら、例えば２分の１いただくと、１億円の事業で５，０００万円国庫補助金をいただくという話になったときに、１０年間に撤去となれば、補助金の効果があらわれないということで、どういう計算率になるかわかりませんが、一部を恐らく返還を求められるという形になろうかと思いますが、今回は起債ですので、例えば一般財源で５，０００万円をもって、５，０００万円を起債に当てたとしますと、途中で物事が中止されますので、残っている起債があります。その残っている起債については一括で償還しなさいというような指導はあるかと思います。その時点でないと、どういうペナルティといいますか、加算措置が講じられるかわかりませんが、補助金とは少し性格の違うものでございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

とりあえず耐震工事をすれば１０年間程度はそのまま現庁舎を予定とこちらは理解しているわけですけども、今回の耐震工事は庁舎の２階とか建設課の建物、また富田事務所等は、今回のもちろん耐震工事の対象外と聞いております。今までこの本庁舎は少しは改修したと思うのですが、庁舎の雨漏りがあったり、台風や地震でもないのに建物のセメントの一部が崩落したりしています。２階部分や建設課、あるいは富田事務所の建物は工事する必要がない、耐震工事をする必要がないのか。また、この本庁舎の耐震の予算は１億２，０００万円ぐらいを予定しておりますけれども、今まで町が大型工事をする場合には、何回となく工事の増額、増額とやってます。当初の予算より大幅に増額されていますけども、大丈夫なんでしょうか。

また、白浜の大手のホテルも耐震化の工事中ですが、そこは役場よりも新しい建物ですが、ある町内の建設資格業者の方が、下請けというんですか、入っておられますけども、思った以上に劣化が進んでいると、そういうふうに工事関係者がおっしゃっておりました。庁舎の工事費も本当にこれで済むんでしょうか。あわせて富田事務所や建設課の建物のこともあわせてどうお考えなのか、聞かせていただきたいと思います。

○議　　長

番外　　総務課長　榎本君

○番　　外（総務課長）

まずは、本庁舎の２部分の耐震性でございますが、平成２４年度に実施いたしました耐震診断では、本庁舎２階部分を含めた各フロアの調査を行ってございますので、この庁舎の２階部分については、大丈夫という部分になりますが、ご質問の建設課でありましたり、富田事務所については、当然耐震診断をしてございませんので、何とも言えないところもありますが、外から見た以上でも、やはり耐震力といいますか、そうしたものが欠けているのではないかなと、そういうことを安易に想定はできるわけですけども、まずはこの本庁舎につきまして、耐震化を図っていきたいと。

当然建設が使用している部分、富田事務所につきましても安全性を確保していかなければならないと思ってございますが、その辺は南議員が先ほどからおっしゃられていますように、新しい庁舎をどのように早急に建設に向けて取り組んでいけるのかということと関連してこようかと思ってございますので、庁内でもなるべく早く新しい庁舎の建設に向けた取り組みを行っていかなければならないと、このように認識しているところであります。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

恐らく建設課のところ、富田事務所も近い将来というか、やはり耐震化の工事をせざるを得ないと、そういうふうに思っております。ということは、工事費もまた追加で出てくる。本庁舎の今回の予算とは違いますけれども、そういう可能性が大いにある。耐震化だけでもかなりの増額が必要になってくるのではないかと、そういうふうに思っておりますし、現実に私はいつも庁舎の裏の方へ車を置いてこっちへ来るわけですが、そこの建設のところへ行ったときにもあのベランダというんですか、そこのところでもかなり手すりの下というんですか、セメントが現実に落ちているんですよ。先ほど議場のトイレの外側のベランダ、そこもやっぱりひびが入ったり、ちょっとさわってみたら取れるんですよ。手で持てるんです。それは小さいことかもわかりませんけれども、現実にやっぱり目線で見ても壁に亀裂というんですか、ちょっとひびが入ったりもしてますし、その点もうちょっと慎重に、２階は大丈夫、建設、大丈夫とは言いませんけども、もっといろいろ細かいことも見る必要がある。この２階部分は見た目でもそういうところがございますので、もっと慎重に工事費も含めて将来展望を持っていただきたいと思っております。

それでは、次のことをお聞きします。

合併は適正な職員の配置や公共施設の統廃合など、行財政の効率化が目的と言っていますが、本当に進んでいるか疑問でございます。なぜ手狭で問題点の多い庁舎を、目先だけの最小限の工事をするのか。１０年後をめどに富田事務所の統合を含め、新庁舎を建てたいというのであれば、もうこれは合併してから２０年以上ということになります。それで本当によろしいのでしょうか、この点、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

富田事務所をこれからもまだ統合せずにそのまま置いておくのか、そういうことも含めてお答え願いたいと思います。

○議　　長

番外　　総務課長　榎本君

○番　　外（総務課長）

議員が先ほどから合併後の新庁舎の取り組みということで、私のほうも新庁舎の建設について合併当時、どういうお話があったのかということで、拝聞しますと、統合した新庁舎の建設に関する話というのは議題にはのぼったというのはお聞きしてございますが、やはり旧白浜町、旧日置川町を見渡しますと、本庁舎の統合、また建てかえ、新築というよりは、まだまだ地域の課題、当然小学校もそうですが、いろいろな課題が多い中で、まずこの議題については新町まちづくり計画の中からはずれたと、位置づけからはずれたという状況にありますので、合併後１０年を迎えまして、その間については新庁舎のことについては具体的には進んでいないと。まちづくり計画の中に位置づけられた事業ではないので、特にそこを早急的にという部分はなかったわけです。

しかし、当然、東日本大震災もありますし、それが一番大きな起点にはなってきてはございますが、このままではいけないということの中で、庁舎のあり方であったり耐震性であったり、そうしたものに今着手してきたというのが現状でございまして、当然財源が必要になってきますので、それらについても積み立てを始めたという状況であります。

ですから、議員がおっしゃるようにあと２年後、３年後に建てれるのかというたら現実的には難しいと、このように思ってございますが、確実に建てられるように、目に見えた形で基金を積み立てながら、着手時期、どういう形で、統合が入ってくるのか、また単独で建つのか、そういう議論から入っていかなければならないとは思っております。合併から進まなかったというのは、やはり本庁舎も大事なんですが、もっと住民生活に直結した部分を先にやらなければならないという新町まちづくり計画の中に位置づけられていないというのが大前提であると思っております。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

平成２６年１２月の支所の統合を含め、新庁舎をという私の一般質問に対して町の回答はこういうふうにおっしゃっています。

現在、町の中では庁内検討委員会を設置して、その中で財源の確保ですとかあるいは現庁舎の耐震化などを含めた討論を行ってきました。しかし、委員会の中では建設に向けた具体的な議論となります場所の候補地、選定といったことまでは検討課題としておりませんでした。候補地としては、議会や町民の皆様にまずお知らせして、意見を伺って、リーダーシップを持って進めていくことが重要であると思う。場所の選定は、私、町長ですけれども、私自身は今年度中、今年度中ということは平成２６年度中ということです。平成２６年度中にというそういう考えを持っている。早く来年度、ということは平成２７年度ですけども、平成２７年度に向けて協議を重ねて、候補地を選定したいと答えています。

平成２７年度も過ぎています。「いつやるの」「今ではない。後です」では困るんです。全く話が進んでおりませんが、場所の選定を含めてどういうふうになっているのか。もうこれだけでも２年たっております。この答弁から２年、耐震診断から４年、合併から１０年、この本庁舎が建ってからもう５５年たっています。移転とかそういう新築とかいうのは全く出てないという、その２年間でもやるやるというか、せめて庁舎の候補地というても話が全く

出ていないのですけども、その点どんなになっているでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

平成２６年度１２月議会で私も思いを、できるだけ早い段階で１年以内にということで答弁をさせていただきまして、その後、なかなか場所の選定にまで至っていないのは、本当に心苦しく、申しわけないと思っております。

新庁舎の建設の予定地の選定に関しましては、私も含めて町当局としてもできる限り早く方向性を出したいという、決めたいとは思ってございます。現時点では、財源とする庁舎整備等基金が、平成２７年度末現在で１億３，３００万円という状況であり、まずは計画的にこの基金の造成を着実に進める必要があると思ってございます。同時にこれは当然、庁の中で、先般の課長会でも報告といいますか、皆で協議をしまして、できるだけ早い段階で検討委員会を設けるなり、庁の中でまずは検討委員会を設けて、庁内検討委員会を設けて、関係者の皆さんに入ってもらって、できるだけ幾つかの案、たたき台を用意して、それをつぶしていくといいますか、まとめていくということを、今指示したところでございます。

いずれにしましても、毎年度の１億円の積み立てを計画的に行うのはなかなか至難の業でございますけれども、できるだけ１年の中で１億円という目標を立てて、計画通りに積み立てを進めたいというふうに思ってございます。その間の地域、あるいは社会情勢の変動、変化といったこともございますので、基金の積み立て状況も含め、そうした状況を十分見極めながら、新庁舎の建設予定地の選定は慎重にスピーディーに進めてまいりたいというふうに考えてございます。

先般の記者の皆様への記者会見のときにも、私も申し上げました。平成２８年度中、すなわち今年度中に、必ず候補地の選定を一歩進めていきたい、選定に着手してまいりたいというふうに申し述べましたし、この議会でも私がきょう申し上げることは、やはり今年度中には少なくとも候補地は選定したいというふうに強く私も思っておりますし、皆様方からもいろいろなご意見、あるいはご指導をいただきながら、町民レベルでの議論にしていきたいというように思ってございます。

帯に短したすきに長しで、ここというところがなかなかないのかと思います。やはり町有地でありますと限られてまいりますし、民地でいきますとかなりまた建設費用も増額されますので、厳しい財政状況でありますけれども、優先順位は今まで小中学校の耐震化工事を進めてまいりましたけれども、その次には、次といいますか、同時にやはり庁舎の町の一番大きな役場、ちゃんと機能ができるように、まず新庁舎の耐震化工事を進めて、そして同時に新しい庁舎、新庁舎をどこに開庁するかということを視野に入れて、早く結論を方向性を出したいというふうに思っております。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

前の一般質問でも言ったんですけども、場所の選定ってそんなに難しいというか、候補地はそんなにないと思います。高台であったり複合施設を建てるためには広い土地が要る。今

フラワーラインを含め交通網もよくなってきておりますし、通信網、あるいはいろいろなことを考えたらそんなにないですわね。前にも言いましたように、候補地の１つとして旧飛行場もある、あれやったら町有地の有効利用にもなる、そんなに候補地というのはないと思いますわ。あっても１つ２つ、多くても３つあるかないかぐらいのことだと思います。そんなにコンサルに頼んでどうやこうやというほどのことではないです。

町長がおっしゃるように、だからここでどうですか。第２案はここです、どうですか皆さんと言うて、そのぐらいやったらすぐにできると思うんです。何もお金で何億円積めとかいうて、積めじゃなしに出せとかそういうことではないので、例えばこれに５年ほどかかるというたって、耐震診断をやったときに、こうしたいと言うたときやったら、ひょっとしたらこれは、お金の問題もありますけども、あれから４～５年たっているので、もう次の行動に移る可能性が大いにあったと思うんです。１～２カ所ないし３カ所ぐらいの候補地というのはそんなに難しいこと、何もそこにせえとは言わないですから。せめて候補地を早く町長なりの提案で、町当局の提案で、これどうですかというぐらいは出せないんですか。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

それを、この前も庁の中で話し合いをしまして、協議をしまして、まずはたたき台になるような候補地を、まず選定するということは、可能だと思います。年度内にはこれをまとめて、あるいはそれまでに町民の皆さんにもいろいろなご意見を聞きながら、当然これはパブリックコメントも必要だと思いますし、町民の方々にもどうだということで、いろいろなご意見を賜りながら、賛否両論が当然出てくると思います。

しかし、ここはやはり町の中でリーダーシップを発揮して、こういうふうな形でお願いしたい、協力してもらいたいということを町議会の皆さんとともに町民の皆様にご理解いただけるよう、広く、やはり白浜町といいましてもこれは特に場所を考えますと、この温泉街だけではございませんし、富田地域ですとか、日置川地域もございます。日置川の事務所をどうするのかとか、あるいは富田事務所をどうするのだとか、あるいは図書館を今要望されておりますし、新しい図書館をどこに建築するのだというふうな、いろいろな総合的に複合的に関係してくるところがございますので、そのあたり、もちろんこの庁舎のあり方もそうですけれども、この場所をどうしていくのだ。あるいは仮に耐震工事をしますけれども、この後の庁舎を移転するときには古い旧役場をどうしていくのかというふうな、いろいろな議論が当然出てまいります。それも視野に入れて、検討材料がたくさんございますけれども、一日でも早くそういった方向性を出すためのたたき台といいますか、素案をつくってまいりたいというように思っております。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

すぐにやれと言ったら、お金がないお金がないと言うて、もう以前から聞いていますし、それは事実かもわからんですけど、やはり前に、庁舎の新築の場合、建物だけでどのぐらいかかるかと。超概算ですけれども、図面もできてないですけど、大体土地を別にして、建物だけでも大体２０億円ぐらいかかるのではないかと、そういう話も聞いておりました。しか

し、今、超低金利でございます。今、多分町が借りて、新築するというんですか、借金した場合、町が借りた場合、個人やったらもっと高いかもわからんが、利率は大体０．２ぐらいではないかと。そのぐらいの利率だと思うんですが、町当局はどのようにお考えでしょうか。

そしてまた、富田の支所等を統合すれば、ある程度の人件費も浮いてきます。最近庁舎の建設基金を積み立てておりますけども、借金してでも支所を統合して新築するほうが、根本的な問題解決にもなりますし、かえって私は安上がりではないかと思うんですけども、そういうお考えはないですか。

○議　　長

番外　　総務課長　榎本君

○番　　外（総務課長）

新しい建物を建てる場合には２０億円という部分につきましても、当初、概算の概算という数字でございますので、これで建てられるのかといいますと、皆さんのご意見もあろうかと思いますけども、私はなかなかこの額では不可能であろうと思ってございます。申し上げますのは、もう既に時期もずれておりますし、オリンピックによる人材不足であったり、資材の高騰なんかもございますので、このときの概算よりも上がってくるのではないかなというのが、１つ今考えているところでございます。ただ金利につきましては、現在低いので、議員がおっしゃるように借り入れ金利は０．２％になってこようかと、そのようには思ってはございます。

また、富田事務所との統合というのは、当然視野に入れていくべきことだと思ってございますし、その辺につきましても、さまざまな町民の方々のご意見があろうかと思います。富田事務所の統合にあわせまして、日置川事務所の統合、これが行財政的に効率としては一番いいのだろうというふうには思ってございますが、富田事務所とこちらの本庁だけの統合に押さえますと、日置川事務所は津波避難困難地域といいますか、津波浸水区域に入っていますので、先にそちらの高台移転というのが議論となってくる。

ですから、論点的にまとめていかないと、町民の理解を得ようと思ったら、こっちが先と違うのと言われたときに、それはそうですねという話にはなかなかならないので、そういう部分を複合的に考えないと、この庁舎だけの新築という話には議論をしていく上で進まないなと思っていますので、そういうのも含めて新しい場所であったり、どういう形で統合していくのか、また統合しないのか、そういうのを含めると３カ所で事は済まないなというふうに思っています。

それを庁内で一度絞り上げて、町民の皆様に出す前には庁内でまず絞って、議員の皆さんの意見も聞きながら、最初は町民全体のご理解をいただくという形にはなってこようかと思います。すぐに候補地を、ぽんぽんと、ああ、もうこの辺しかないやろうというような形では物事は決まってはいかないのではないかなと思ってございますが、それも含めて早急に手続に入っていきたいと、このように思ってございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

合併特例債の使い方でちょっとお聞きしたいと思います。

合併は公共施設等の統廃合を含む行財政の効率化が目的の１つであり、そのために使う合

併特例債と思っております。我が白浜町は特例債を行財政の効率化に使うより、合併と余り関係のない大型事業に使われて、既に限度いっぱいの金額が使用済みでございます。庁舎建設移転が合併特例債利用の優先順位の、私は一、二番のはずだったと思うんですが、完全にランク外、先ほどの総務課長の話ですとまちづくり計画には入っていないので、もう全然考えてなかったというのかそういうふうにおっしゃってました。例えば学校の耐震化とか湯崎の漁港整備、いな池、これはもうやっぱり地元の要望というんですか、強いですわね。それでできたと思うんですが、庁舎のことに関しては、町民の声というか、早くせえ、今せえという何か地元要望に比べたら町民の声というのは、必要性はわかっていても、うんとそんなに大きな声ではないと思うんです。だから、小さな声というか、それが小さな声であっても、もうちょっと町が合併特例債の優先順位の、私はもう合併やったら庁舎も狭くなってくるし、それは新築、これも当然古いですので、一番とは言いませんけども、優先順位からいったら合併特例債というのはそういうために、支所が２つ３つあるよりも、１つでも減らすと言うか、統合して新庁舎を建てるべきだと思うんですけども、優先順位というか、合併特例債をはずれた、ただまちづくり計画には載ってなかった、それだけなんですか。

○議　　長

番外　　副町長　林君

○番　　外（副町長）

私も合併協議会で事務をしていた関係でお答えさせていただきたいと思います。

合併協議会は、協議会の委員さんがございまして、こういう事業を実施していくということを全部お示しして、議決をいただいて、新町まちづくり計画に載せていくと。事務方では庁舎建築につきましても、俎上に載せていったわけなんです。ですけども、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、もっとするべきこと、住民要求の施設を建てるほうがというふうなご意見が非常に強くございまして、事務方はそういうふうなことを上げていきましたが、そこには至らなかったということでございます。

当然、昭和３６年ですか、建築されてこれはもう老朽化が著しいということは十分委員の皆様方もご承知だったんですが、合併した中で、六十数億円の合併特例債の使い道というのが、まちづくり計画に出てきている事業に充てるべきであるというふうなことで、そこには至っていないというのが現状でございます。

先ほど町長が申し上げましたけども、平成２８年度中に候補地の選定につきましては、課長会でもこの前に話をしましたが、検討委員会を早急に設置して、候補地を３～４カ所比較検討して、メリット、デメリットいろいろあると思います。最終的には町民の皆様からのご批判もある、当然どこへつくるとなってきましたら、ご意見がいろいろあると思います。そのことも全部含めまして、議会のほうにもきちんと提示をさせていただいて、最終的に平成２８年度中にここやということに絞り切れるかどうかわかりませんが、そういうところまでできれば進んでいきたいと、このように考えてございます。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

とにかく１つの課題でも早く提示して、解決のほうへ持っていっていただきたいと思います。

そしたら、最後というんですか、あと１点だけお聞かせ願いたいと思います。

今回の耐震工事をするということは、富田事務所の本庁舎への統合も当分やらないと、そういうふうに受けとめてよろしいんでしょうか。

また、１０年間ぐらいは、先ほど言いましたように、現庁舎のままだとすれば、移転先の有力候補地の１つである旧飛行場の跡地利用計画も進まないと、そういうふうに考えてよろしいんですか。

○議　　長

番外　　副町長　林君

○番　　外（副町長）

合併協議会の中で、当然その富田事務所の本庁舎への移転というふうなことも議題に上がりました。そういうふうな方向へ進めていこうということであったんですが、それを出したときに、やはりそこへ設置したときの経過等もございまして、難しいということになりまして、いまだに実現することができてございません。

ただし新庁舎が建築されれば、当然道もよくなっておりますし、そういうことも考えまして、当然富田事務所は新しい庁舎の中へ入るであろうと。先ほど言いましたように、日置川事務所についてはこれは難しいかもわかりませんけども、そういうふうな考えは持ってございます。

空港の跡地につきましては、もちろん候補地の１つになろうかとは思いますが、また町長もほかの計画もまだ煮詰めて、発表はできておりませんが、そういう計画もまだ練っているところでございますので、そこに庁舎を建築するということには決まってございませんし、また別の施設をそこへ持っていくということについてはまだ決定はしてございません。

○議　　長

１１番　　南君（登壇）

○１１　　番

まず、やっぱりほかの跡地計画もあるかもわかりませんけど、町のほうの方針が、役場の候補地をはっきりここということをまず決めていただきたいと思います。

そして、それでなおかつ旧飛行場に決まれば、そのほかの空いた土地というんですか、こういうふうにしたいという計画があれば、それはそれでいいんですけども、今のままやったら、例えば今の段階であそこに何か誘致したいというたって、そしたら庁舎はどこへ行くんよとかいうのが出てきますので、まず庁舎の敷地にはかなり広大なのが要ってくると思いますので、早く方針を出していただきたいと思います。

これをもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議　　長

以上をもちまして、南君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩　１４　時　２２　分　　再開　１４　時　２８　分）

○議　　長

再開します。

８番三倉君の一般質問を許可します。三倉君の質問は一問一答形式です。まず１点目、防災についての質問を許可します。

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

私がラストということであります。お疲れの顔も見えるところでありますが、つたない質問もあるかもしれませんけども、おつき合いいただいて、当局にはよい返事をいただければと思います。

登壇順位に従い、登壇し、一般質問を行います。

質問に入る前に、去る４月１４日と１５日にわたり、大震災に見舞われた熊本地方の皆様方にお見舞いと、亡くなられた方々に対しましてご冥福をお祈りしたいと思います。と申しますのも、私の質問が防災に係る質問から、前置きはなるべく控えろということであったのでありますが、そういう形をとらせていただきました。

それでは、質問を行います。

質問の内容につきましては、防災に係る質問と農業振興についての２件を質問事項として通告しております。質問の要旨につきましては、防災については、旧空港跡地への防災基地構想、それから大規模震災の被害後の対応から大量にできた瓦れきとごみの処理に係る置場等についてということと、被災者への仮設住宅建設に係る住宅用地について、またあと１つは、もう５年前になるんですけども、平成２３年の１２号台風による災害場所及びその周辺の防災対策についてはどうなのかというようなこと。その中で、富田川の庄川付近の河川内の土砂の撤去についての進捗状況と申しますか、そのことと、それから市鹿野地区内の排水工事について、お伺いしたいと思います。

いま１つ、農業振興については、川添茶について、生産者と後継者の確保と育成ということからお尋ねしたい。

以上２件、６つの案件についてお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

防災についての旧空港跡地への防災基地の構想という形で通告しております旧空港跡地に和歌山県が広域防災に対する最重点基地というようにしたいというような話があったように記憶しているわけであります。

この案件について現在どのような状況下にあるのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

○議　　長

質問対する当局の答弁を求めます。

番外　　町長　井澗君（登壇）

○番　　外（町　　長）

ただいま三倉議員から防災について、特に旧南紀白浜空港跡地についてのご質問をいただきました。

この事案については、現在どのような状況にあるかということでございますけれども、旧南紀白浜空港跡地につきましては、ご承知のように、和歌山県の広域防災拠点として位置づけられております。大規模災害発生時における応急対策を実施するための応援要員の一時集結、ベースキャンプ、ヘリポート等の拠点機能及び災害医療の支援機能等を担うこととなっております。経過としましては、和歌山県が平成２０年３月に和歌山県広域防災拠点基本構想を策定して以来、連絡とその運用方法の整備が進められております。平成２１年３月には、和歌山県広域防災拠点基本計画の策定、平成２１年４月には、町有地の部分の使用について

取り決めた和歌山県と白浜町による大規模災害発生時等における広域防災拠点に関する覚書の締結、平成２４年４月には、和歌山県広域防災拠点受援計画の策定、そしてこの平成２８年４月には、和歌山県広域防災拠点受援計画を改定する形で、和歌山県広域受援計画が策定され、引き続き旧南紀白浜空港跡地の全域が広域防災拠点として位置づけられたところでございます。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

今、空港跡地全体がそういう防災の拠点になっているというような話であったわけでありますが、そんな中で、そしたら町が県に対してある程度の対応をせんならんというんですか、協力しなければならないという覚書等だけであって、ほかに何かしなければならないというようなことは、ないわけですか。

それと、今の段階からしたらもう、文書的なものと基地的なものに使うというだけで今の状況ですけど、そこへ非常時における保管基地というんですか、そういうようなものを置くとか、それから災害におけるある程度のそういったものをストックするとか、そういうような話についての協定とかまた建物を建てるとかというような話はないわけですか。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

和歌山県は一貫して広域防災拠点の運用方法の整備に取り組まれております。その１つの形といいますか、結実が、先般の和歌山県広域防災拠点受援計画の策定であったと認識しております。

町といたしましては、広域防災拠点自体が県の組織の運用によるものですので、拠点の運営等にかかわることはできません。できないのですが、地元自治体としまして可能な限りの協力を行い、和歌山県との協働、連携に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにしましても、まだ具体的にどんな施設をつくるかとか、そういったものの協議というのはございません。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

そうしましたら、今の場合は構想だけという形の中で、空港全体を施設として使うということでありますけども、そんな中で具体的に施設や規模やということについては、今後やっぱり県と協議するなり、県指導のもとでこちらの方へそういう報告が来るというように解釈したらよろしいわけですか。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

現在のところ、旧白浜空港跡地における防災関係施設の整備等の具体的な計画については、我々も把握しておりませんし、今後県がどういうふうな形で白浜町に対して話があるのかということも、全くの未定でございますので、今後、県とそういった話し合いの場が持たれれ

ば、そういうことも含めて当然検討することにはなってまいると思います。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

先ほど南議員の質問であったり、また私もこれから少しは質問があるんですけども、旧空港跡地の利用の話の中で、ある程度いま先ほど町長がおっしゃったんですけど、全体的にそういう基地構想の中にあるということの中で、早い目にある程度具体的に示してもらうことは、それはどういうものということを示してもらう必要があるんじゃないかなと思ったりするわけですね。

我々もあとをどういうふうにするのやろかとか、どういうことがあるというようなことが気になっているようなことが多いものですし、そういった中から、先ほど南議員があの場所についての庁舎の建てかえというような格好も出てきているようなこともありましょうし、やはり県サイドじゃなしに、ある程度早い目にそういうことの、どれぐらいの規模でどうだというような形とかいうことを、県に対しても求めていくべきではないかと思うんですけどいかがでしょうか。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

これはやはり旧空港跡地の利活用ということで言えば、県のほうにも考え方があるでしょうし、知事の考え方もございますし、もう私が１期目の町長選挙のときにも旧空港跡地の利活用ということで議論になったこともございます。そこにどういった施設をつくるのがいいのか。県知事の答弁によりますと、やはり白浜ですから、町有地についても県有地についてもですけれども、この旧空港跡地については商業ビジネス的なそういった施設をつくったほうがいいのではないかというふうなご意見もありました。

その中で、今現在は広域防災拠点として位置づけられておりますけれども、プラスアルファとして、私はこれからいろいろなことを複合的に考えていく中で、そういった旧空港跡地を最大限活用できるような方向性、そしてまた白浜町にとってもよりベストな選択をしていきたいというふうに、選挙戦を通じてもお話ししてまいりました。町民の考え方、あるいは県の考え方はいろいろあると思いますけれども、私も含めてこれからこの空港跡地の利活用については、慎重にそしてまた県の見解を伺いながら、町として一定の方向性を出していかなければいけないというふうには思っております。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

今利活用について、そういうような町長から答弁をいただいたんですけど、県の話もはっきりそう、規模なり、今全体とおっしゃったですけど、どういう形でするというものを、構想を練っている話の中で、我々にも早くそういう形にあるものを、基地であるということは、我々自身にとっても広域の防災の基地であるという事自身が我々にも安心感を与えていただけるものがあると思いますし、そんな中でどういう形で利用されるのだということも知っておくべき必要があろうかと思います。その辺を県との話になるわけですけども、早急にそう

いうものを我々にもわかるように示していただけたらなと思って、この質問は終わります。

次に、大規模災害での被災地の被災後の対応、復興についてということで、お尋ねしたいと思います。

東北の３．１１大震災においても、さきの熊本大震災においても、瓦れきやごみが大量に発生することから、その処理が大変のようであります。テレビ等の報道でご承知のことと存じますが、家屋の倒壊や崖崩れや道路や橋梁の流出や陥没が、ライフラインへの支障はもとより、生活そのものができない状況であるのが、被災地の状況のようであります。住む家をなくして、ライフラインはずたずたになっている状況下において、復旧・復興への道は長期化することは必至ですし、大変だと思います。

被災地、被災者の方々には本当に気の毒な思いがするわけでありますが、先般、全国地震予想地図が公開されました。それによりますと、和歌山県においては、今後３０年間で震度６弱以上の揺れに見舞われる確率は、和歌山県は５７％という確立ということであります。当地方の地震には、津波がついてまいります。津波に関しては、まず高い所へ逃げるということ。このようなことから、我が白浜町においても、津波ハザードマップ等で津波による浸水想定を示し、初期避難場所をも示し、避難道の整備についても町が町内の各自治会や区に対して地域防災を呼びかけて、地震、津波への防災対策に取り組んでいるところでありますが、被災後における初期の対応で、災害の復旧・復興への取り組みに係ることへの準備ということになるのでしょうか、用意というんですか、用意というのも語弊があるんですけど、備えておかなければならないことがあるように思うわけであります。

この件についても冒頭には申しましたけども、地震や津波による大規模震災では、大規模災害ですか、震災もそうなんですけれども、瓦れきとごみが大量に発生することから、瓦れきとごみの処理をどのようにスムーズに処理できるかということが、復旧・復興に向けてかかる時間を大きく左右すると思うところであります。

現に、被災地の自治体では、このようなことに直面していると仄聞するところですが、そのためにはまず、瓦れき、ごみを収集し、集約できる一時仮置き場のスペースの確保、その後の瓦れき、ごみの処分場の確保が、復旧・復興への第一歩と思うところでありますが、いかがでありましょうか。

被災地での片づけは、当初は人力による片づけから始まりますが、人海作戦や重機械等による復旧作業工事では、多くの瓦れき、ごみが出てくるというところであります。出てきたごみにつきましての復旧の後、次の復旧・復興工事のときには具体的に瓦れきの処理をしてなかったら進めないというようなことがあろうと思うわけです。

そこで、お伺いしたいのは、そういう一時仮置き場というんですか、一時置けるような場所、それから最終的にごみの処分場というんですか、そういう場所を白浜地区、富田地区、日置川地区において、このことについてどういう対応をするようなことを考えておられるのか、また場所についてお答えいただければと思います。

○議　　長

番外　　総務課長　榎本君

○番　　外（総務課長）

ただいま三倉議員より、災害被災時の廃棄物、これにつきまして、一時的にでも大量の瓦れきであったりごみを保管しておく、焼却まで間に合わない間に保管しておくという大きな

場所が必要ではないのかというご質問であると思います。

このことにつきましては、熊本でもありました。東日本でもありましたけども、やはり町としても整備が必要になってくる１つの事業になってくるというふうに考えてございますが、現在のところどこでどういうふうにというふうな計画であったり、そうしたところに至っていないのが現状でございます。仮置き場の検討に当たりましては、避難場所との関係とか仮設住宅の建設、そうしたものの人的な対策であったり、道路の災害復旧等と、孤立化しているとか総合的に判断しないといけないところであろうかと思います。場所はある程度仮定して進めていくにいたしましても、そこへの搬入のあり方であったり、そうしたものを検討していかなければならないと思ってございます。

いずれにしましても、被害状況や処理の見込み量、こういうものを十分把握していく必要があると思ってございます。また、緊急に必要に応じて公有地を中心に仮置き場であるそういうものを設置していく方向を見出していかなければならないと思ってございますが、ご指摘の部分につきましては、どういった形でという部分については今のところ進んでいないというのが現状でございます。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

余り先に防災のことばっかりで、後の復興のことというのが、今までの段階からすればないので、そういうことだと思うわけです。それはそれでわかるんですけど、しなければならないということについての認識はどうですか。

○議　　長

番外　　総務課長　榎本君

○番　　外（総務課長）

想定の中身にもよるんですけど、一番大きな巨大地震が起きた、巨大の津波の被害があった場合には、当然想定以上の瓦れきであったり、そういうものが発生するとは安易に想定できます。東日本の教訓からしましても、やはりそういうものを一時的にでも仮置きしておける、そういう場所が必要であるというのも十分認識してございます。それを早急にということになれば、なかなか難しいところもありますけども、位置づけとしては必要なものというのは認識しているところでございます。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

認識しているということの中で、認識だけではだめなものであって、やっぱりある程度それを実行に移していただかなければならないと。

先ほど申しましたように、３０年後ということでありますが、必ず来るということでありますし、ただ、あす、あさって来るというようなものではないと想定できるわけであります。

その辺についてもやはり早急に取り組んでいくべき問題の中で、東日本、東北の震災、それからことし４月の熊本地震を含め、震災後の対応、対策が問題視されているということから、今課長からの答弁もそういうことであったのだと思うのでありますけども、そんな中で、地震と津波により家屋が倒壊、熊本の場合には流出等はありませんけども、東北の場合には

そういう形の家屋の流出等が大変多かったわけであります。そういったことから、土地の境界がはっきりわからなくなり、道路とそれから宅地との境界等が不明のような形になったということが事実であるわけです。そういうことから、整備復旧に大きくおくれ、また、東北では車等が流され、その車が結局公共用地なり道路上に散在されるというのが事実であるわけです。その場合に、所有者に確認しなければそこの車の修理ができないというのが今の日本の法律なり憲法であるそうなんですね。やっぱり個人の所有物についての処理についてはできないというようなのが今の法律なり憲法の中であるそうなんですけど、そういうことから、東北の場合には津波等で死者が出たと。たくさんの死者が出たから、その死者の存在がわからんものですから、その処理についてなかなか進まなかったということも実際あったそうなんですね。

そこで、申し上げたいのは何かといったら、そういったことについての法整備というんですか、それは国がすることなんでしょうけども、そういうことを国に対しては国もわかっていることになるんでしょうけども、やっぱり法律の改正、憲法の改正なりで平和憲法ということだけじゃなしに、こういったことも含めた中で働きかけていかんならん問題もあるんじゃないかということが１つです。

それから、要は土地の境界がわからなかったことから、復興についてどこからどこまでが道路であってどこからどこまでが宅地であったということがわからなかったことからおくれてきたということも事実なものですから、こういったことからすれば、地籍調査を今やっていますけども、そういったことについてのおくれも考えられるのではないかなと。やっぱり早急に取り組まなかったらあかんのじゃないかなと。緊急災害法における法律の改正なり憲法の改正は国のほうであるんですけど、地元の今の実際当たる問題として、自分たちがしなければならない話の中で地籍調査というのも、やはり海岸線なり被災を受ける、地震等の津波による被害を受ける場所についての対応というのも早急にしていかなければならないのではないかなと思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

被災後の対応についてもこれから当然、町といたしましても考えていかなければいけないと思っております。

その中で、県からも津波災害復興計画の事前の策定支援ということで、今、そういった事業の推進ということで各市町村のほうにも要請が来ております。それはどういったことかといいますと、仮に被災した場合、地域の復旧とか復興がおくれるということがありますので、そうなっていくと企業活動が停止したり、県民あるいは町民が意気消沈して気力がなくなると、そういったものがあって、地域経済が停滞して、県外に移転していくとか地域の活力が失われるというふうなことが想定されます。

そういったことをできるだけ避けるためにも、被災を想定した計画、あるいは体制等の整備をすると、準備に着手するということが、今、県のほうからも要請が来ておりまして、平成２８年度、今年度は、復興計画の策定に向けた統一手法等を検討するということで、町のほうにも、できたら職員にも参加してもらいたい、あるいは住民への啓発を行ってもらいたいとか、今後補助金も、例えばブロック塀が倒壊するという危険性がたくさんございますの

で、そういったブロック塀への補助金、こういったものも今、検討していただいております。パワーアップ補助金といいまして、これが恐らくもう２億円ぐらいのトータルでつくというふうに聞いてございます。

いずれにしましても平成２８年度だけではもう済みませんので、平成２８年度、平成２９年度、平成３０年度ということで、今後、沿岸の地域での復興計画の策定を目指すということで、今、県からも話が来てございます。

その中で、大規模地震の災害時には、やはり被災地とか被災地に向かう道路上に大量の放棄車両とか立往生の車両が発生することが懸念されます。そういうときにはやはり、消防とか救急活動、緊急物資輸送などの災害応急対策に支障が生じる恐れがございますので、国は平成２６年１１月に災害対策基本法の一部を改正する法律を施行し、対策を今始めております。この法律は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、道路啓開というのは道が寸断されたときに直ちに開いていくという、これは言葉で啓開というのがございますけれども、道路啓開を進めて、緊急車両の通行ルートを迅速に確保すると。そのためには、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じたもので、主な内容としましては、緊急車両の通行ルートの確保のための放置車両対策、そしてまた道路管理者による緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令、また運転者の不在時等は道路管理者みずからが車両を移動できることなどが規定されております。国、県、町、その他関係機関で取り組みが進められています。

先ほど非常事態における憲法の改正等関連法案の整備を国は行わなければならないことを強く要望していくべきであるというふうなご意見、ご質問をいただきましたけれども、これは国が取り組んでいくべき課題だと思いますし、このことについてはちょっとコメントは控えさせていただきますけれども、いずれにしても、今、議員ご指摘のような地籍調査、これもやはりできる限りスピードアップしてやっていく必要があろうかと思いますし、当然国、県への要望はこれからも町といたしましても、連携をしながらやってまいりたいというふうに思っています。

○議　　長

番外　　日置川事務所長　田井君

○番　　外（日置川事務所長）

津波浸水想定区域を含む海岸部の地籍調査につきましては、現在の第６次国土調査事業１０カ年計画に基づいて優先的に進めております。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

緊急時の憲法改正とか法律の改正については、私はこっちからも訴えたらいいんじゃないかなということを思ったんですけど、町長は国がするからという意味合いですっと言われたと思うんです。

それはそれとして、いま一つの地籍調査の話でもありますけど、地籍調査の話については、６次、１０カ年計画で順次進めているというところでありますけれども、その計画の中で一番問題なのは、密集地である浸水箇所である白浜の町内の問題と、それから中、栄のあたりについての問題もあろうかと思うんです。その辺に、中のほうはできてるとか聞いたりもす

るんですけども、白浜町内についてはまだまだちょっと地図の状態もおかしいですし、それからもちろん地籍調査もということはあるので、その辺についてはどのようにお考えでしょう。

それと、その部分については６次の１０カ年計画の中に入ってあるのか入ってないのか。

○議　　長

番外　　日置川事務所長　田井君

○番　　外（日置川事務所長）

今の第６次の国土調査事業１０カ年計画には、日置とそれから富田地区の津波浸水想定区域を含む地籍調査ということで、第６次は優先的に進めております。白浜地区につきましては、次の第７次以降の計画に含めていきたいと考えております。

今の状況は、国の補助金を確保しにくいのが現状ですが、白浜地域につきましては、第７次以降で計画に含めていきたいと考えております。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

地籍については、限られた国の予算もあるやろうしということもありますけども、割と負担金の少ない中でできる事業なので、国の予算の限りの中でできるだけ計画を立てて、予算をとってもらって、早急に実行してもらえたらと思うところであります。

それでは、同じ質問の中ですけども、被災後の被災者に対する対応、対処についてなんです。

先ほどは瓦れきについて総務課長から、考えんならん問題の中で今対応はないということだったんですけども、やっぱり長期化する中で被災者の、家から出されたというんですか、何て言うか、表現できないんですけど、要するに家屋が流出した方やとか、それから土砂で埋まった方やとか、壊れた方とか、倒壊によってそういう追い出されるというんですか、そういった方々についての対応です。そのことについてなんですけども、家屋の倒壊や流出により、居住のない方々に対する対応ですけども、過疎化が進んである地域とはいえ、多くの被災者が出ることが予想されるわけです、日置川地域においてですけども。その日置川地域じゃなしに、白浜の地域においては、やっぱり浸水するものですから、そういうことも予想されるわけです。そういった中で、東日本大震災、また熊本の震災、いずれも長期化することが確実であって、被災直後にあっては学校の施設なり公民館なりということで、仮住まいし、結局少しは過ごせていけるわけでありますが、長期化する方々について仮設住宅という問題が出てくると思うんですね。その規模についてはわからん話ですけども、やっぱりそのことも頭に入れておかなければ復旧・復興は大変おくれてくるのではないかと思うわけです。

そこで、場所について、それも場所なんですけど、白浜なり富田なり日置川については、どのように今お考えなのかと。それも先ほどの瓦れきの置き場の問題と重なるんですけど、でも瓦れきの置き場というのは、被災に遭うた場所の津波が来ないような場所で、例えば河川敷の中の高い所であるとか、そういうところへの仮設におけることとか考えられるんですけれども、そうじゃなしに仮設住宅ということになれば、そんなわけにもまいりませんし。生活することですから、ずたずたになったライフラインの中でしていかなければならない。それがどんな状況になるのかわからんのですけど、ある程度の場所なりをつかまえておかん

ことには、捉えまえておかんことには、復旧というのはおくれているというのが目に見えて今あるの中で、繰り返しますけども、東北にしろ熊本にしろそういう問題が起こっていることですから、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議　　長

番外　　総務課長　榎本君

○番　　外（総務課長）

三倉議員からは被災後の対応ということで、瓦れきのことにつきましては広いスペースが必要な部分になりますし、仮設住宅も広いスペースが必要なものになってきます。特に瓦れきの部分については、それほど。排水も要るんでしょうけども、水道なんかも関係しますが、仮設住宅となりますと、やっぱりライフラインもある程度整ったところでないと整備できない部分がございますので、そういうことから考えても白浜町としても国のほうであったり県のほうへ、そうした場合にどういう所を候補地としているのかということで、当然調査が来ております。

白浜町から毎年報告させていただいておりますのは、旧の白浜地域のほうでは、先ほどからご議論いただいています旧南紀白浜空港の跡地、こちらにつきましては１４万８，８００平米ありますので、戸数にしますと１，４８８戸分が可能であると。また、富田地域におきましては栄地区の若もの広場でありましたら８，５００平米ありまして８５戸分、また花卉団地も高台にありますので、そこを一時的にという話であれば１，８００平米程度あるのかなと、そこで言いますと１８戸分ぐらいということで、合計１，５００から１，６００戸分ぐらいになります。日置川地域につきましては、今後もう少し絞り込んで考えていかなければならないと思っているんですが、当然仮設住宅の想定となりますと、当然町営住宅であったり空き家であったり、そういう部分だったり親戚の方のところへ避難するというようなことで賄えない以上の大規模の災害というのが想定になると思うんですね。

その災害というのは何なのかという話になるのは、やっぱり津波が一番大きいんじゃないかという話になると、津波につかる所へ仮設住宅の候補地を持っていくというのは、これはもう計画的に不可能だと。そうすると、津波につからない所の範囲で日置川地域でも絞り込んでいくと。もう１つは、日置川地域の孤立化の問題もありますから、避難する仮設住宅をつくりに行くにも道路がなければつくれないというような状況もありますから、そういったことも総合的に判断して、一定の所へ絞り込んで、あった場合はそこで仮設住宅を、そこを活用させていただくというのを、今後候補地を調査していきたいというふうにしてございます。以前には、下のほうで考える部分もあったんですけど、そこが今回巨大地震では津波につかるということになっていますので、最初想定した場所については、適当ではないのだろうということで新たに絞り込んでいくという作業を進めておるところでございます。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

質問の前に、自分も場所としてどこらがということを思っていたわけであります。そんな中で、白浜だったら旧空港跡地とそれから旧空港跡地の横に埋立地がありますよね。あのあたりが土砂の置場に置けるなあと思ったりもするんですけども、富田においては花卉団地については他人さんの用地の中の話ですし、それでもなあというふうなことと、それから先ほ

ど申しましたように栄のグラウンドですか、グラウンドあたりしかないかなと思ったりするわけです。いずれにしてもそれで賄えれるような災害であればええなと思うのであります。

そんなことを思ったりしておった中で、今、総務課長からそういう答弁をいただいた。日置川についてはないと。今考えられにくいということの答弁があったんですけども、私が１つ申し上げたいのは、以前から申し上げている田野井の小学校の跡地であります。あそこでは９メートルぐらいなもので、あれに１メートルほどかさ上げすれば、１０メートルそこそこになるものですし、そういったことからしたら十二分に間に合えるんじゃないかなと思ったりするわけです。今回、前々から田野井の小学校跡地のグラウンド、若もの広場というような話の中で、利用者がないからというようなことで、今回予算には水道を直すだけの予算しか整備するだけしかあがってませんけど、そうじゃなしに、あそこで前々から申し上げているように、４，０００平米から５，０００平米の用地を買収して、１メートルほどのかさ上げをすれば、あとの土砂については県道庄川久木線の残土土砂を置けるんじゃないかと。そういうことによって、私の試算では１００戸ほどの仮設住宅が間に合うようなことができるんじゃないかと。それが仮設住宅を迎えるためにするんじゃなしに、それは利用者が少なくても、地元の方々がゲートボールを、またグラウンドゴルフを楽しんでもらえる用地として使えるわけじゃないですか。だから、そういうことを考えれば、１つの案として、やっぱりそれは住民に安心を与えることと、それから娯楽の場を設けるということになるのですからということで、提案をしたんですね。

余談になるんですけども、富田川地区に防災タワーをつくったものの、その後、結局県の基準からすれば間に合わないというんですか、小さ過ぎるということで、またあと何とかせんならんという考え方もあるわけです。防災タワーにすれば、何なといったら、津波が来るときを待っていることですよ。そうじゃなしに、今、私が申し上げたことは、日常に利用できて、なおかつ安心を与えるということになるものですから、そういうことを提案申し上げたいと、このように思います。

その辺で、その項目について答弁をいただけたらと思いますし、提案を申し上げる話の中で、それは即答は難しかっても、検討課題としていただけたらなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議　　長

考え方ございますか。

番外　　総務課長　榎本君

○番　　外（総務課長）

仮設住宅であったり被災したときのごみ処理とか仮置き場というスペースということでご提案なんですが、これにつきましてもまだまだ町の中でも、防災のほうでも、日置川地域のは一旦決めたところが津波でつかるという状況でありますので、それをどう解決していくかというのは、検討として進めていくことになろうかと思いますけれども、三倉議員からそういうご意見があったということを踏まえて検討はしていきますけれども、あえて仮設住宅のために、例えばごみの仮置き場のために、土地を造成したり、開墾したり、そのための整備というのは町単独ではなかなかいかないんじゃないかなと思っております。このことにつきましては、国のほうからも災害が起きた後の対応をどうするのかという部分についても、昨今、大分強くアプローチがかかってきてございますので、そういうふうにまた国庫補助であ

ったり、いろいろな補助が整備されてくるのかなと思ってございますが、単独費をもって処理場であったり仮設住宅用地を今すぐ想定のもとにつくり上げていくというのは、現在考えていないのが現状でございます。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

考えていなかってもせんならんということはわかってあるわけやね。そんな中で早くせんならんということと、やっぱり取り組んでいかなんだらということを申し上げたい。

それから、災害に対することに補助メニューもある話の中で、今の場合、私の提案申し上げた分につきましては、過疎債を使ったりして、違う話になりますけども、グラウンドということになれば過疎債を使ってもろもろできるということも考えられるわけですね。だから、そういうところを含めた中でいま一度検討いただいて、私は次の質問に移りたいと思います。

次に、平成２３年の１２号台風、紀伊半島豪雨と申しておるようですけども、その台風によって富田川の氾濫により浸水した地域への防災対策として、富田川の河川敷内の砂利の採取ということで、一時少し、私も以前申し上げましたけれども、議長もそういう質問はされたと思うわけですね。それについて、一時表面的にというんですか、水面までも一部取ったという記憶がするんですけども、それだけで事足りるのかということと、それだけでは済まんのじゃないかなと思うので、そのことについての進捗状況はどうなのかということについて、お尋ねしたいと思います。

それは、その後仄聞するところによると、日置川の土砂というんですか、それは河床整備という中で売れるんですけども、富田川の土砂については根っこがあったり土が混ざっていたり、それから泥けがあったりして売れないということから、土捨て場に困っているからなかなか進みにくいというようなことも仄聞するところではあるんですけど、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議　　長

番外　　建設課長　坂本君

○番　　外（建設課長）

三倉議員から富田川の堆積土砂に関する質問ですけれども、富田川及び支流の庄川等の防災対策につきましては、平成２３年９月の台風１２号による水害の後、河川管理者である県に対しまして、富田区長会からも統一要望等で毎年継続して対策の要望をしているところでございます。

要望の内容としましては、郵便橋周辺から下流にかけての本流または支流に繁茂している流れを阻害する可能性がある葦や雑木の伐採とそれから堆積土砂の撤去。それから河口付近の堆積土砂の浚渫及び河口の保全対策等でございます。このような要望に対しまして、県も対策の重要性を考慮していただいておりまして、毎年限られた予算ではございますけれども、草刈りや堆積土砂の撤去、それからまた河口部の浚渫等を実施していただいております。

お聞きしましたところ、昨年度までで約２万２，５００立米の土砂を撤去していただいているところでございます。

それから、西牟婁振興局河港課との協議の中でも、管内の河川にはいまだに整備が必要な区間も多く、今後、河川管理施設の老朽化対策も必要になってくることから、維持管理に関

しましてはさまざまな工夫や住民の方々のご協力をいただきながら、白浜町とも協議をしながら、緊急性の高い所から順次、実施していきたいとの回答をいただいているところでございまして、今年度もまた大井堰の上流側と下流側で工事の予定をしていただいておりまして、今後も引き続き早期対策を県のほうにも要望していきたいと思っております。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

限られた予算の中で、地元の要望とそれから地元の方の協力でということでということですね。というのは、これも結局土捨て場がないからこういう形になっているように、私は思うわけですね。だから、今課長の答弁でなかったですけれども、早急にそういうことからしたら土捨て場の確保というのが絶対必要じゃないかなと。

先ほど瓦れき云々について、総務課長は瓦れきの処理等について広域でも考えるというようなことをおっしゃっていたんですけれども、ちょっとそういうように私は聞こえたんですけど、違ったらごめんやけど。だから、そんな中でこういう問題は広域で考える問題でもない問題だと思うし、自分たちのところですから。県のことであったって、そういう放る場があればできたと、すぐにできるということになろうかと思うんですね。

いま１つは、足かけ５年になるんですけども、まだやっぱりちびちびと言ったら表現は悪いですけど、そういう形でしか進めないということですね。だから、もし地震が起こってきて、瓦れきがあったら、これはまた５年も６年もちびちびするのかということになるわけですね。富田川の土砂の量と震災後の瓦れきの量とは全然比べものにならんほど違ってくると思うんですね。そういうことも踏まえた中ですれば、やっぱり総合的にそういう問題についても取り組まなければならん問題が出てきているのと違うのかなと思うんですね。

私は今復興だけで申し上げたんですけど、例えば白浜に、白良浜海岸あたりがそういうことになったと。ほな放る場所がなかって、なかなかできなかったといったら、５年ぐらい。やっぱり我が白浜は観光で食べているところですから、大企業があれば大企業が工場を復興させてすぐに生産すれば何とか活気づいていくでしょうけど、我々は集客してその中でやっていくということですから、大変な問題であろうかと思うんですよ。だから、それはあす、あさって来るという問題じゃないですけども、そういったことも含めた中で、やっぱり早急にそういった格好についての問題を取り組んでいくべきではないのかということを提言申し上げて、この件に関する質問は終わります。

次に、市鹿野地区内における排水の工事についてお伺いします。

この問題につきましても、平成２３年の紀伊半島豪雨のときに、市鹿野地区で１件か２件の床下浸水と床上浸水が１件あったわけです。その問題はやっぱり排水路から来ているわけです。その中で、後日、ところどころにおいては、排水路についての工事はなされていると聞くんですけども、以前には抜本的な排水は県との協議の中で進めなければならないというようなことを仄聞しているわけです。そのことについては、いまだ一向に進んでいないというのが状況なんです。

だから、その辺について、含めてどういう形なのかということについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議　　長

番外　　建設課長　坂本君

○番　　外（建設課長）

市鹿野地区の排水路の工事に関することでございますけれども、議員も今言われたんですが、２３年９月の台風１２号によりまして、一部の家屋が浸水したため、これもまた日置川区長会要望としまして、継続して要望が上がってきております。

議員ご指摘の排水工事につきましては、県にも継続して要望を行ってきましたけれども、町道からの排水が主たる水の量であるということで、そういった理由から県での施工は根本的には難しいということで、町としてお願いしたいということであります。町としましても、抜本的な改修には多額の工事費用を要するため、現在のところ抜本的な改修には至っておりません。

しかしながら、平成２４年度に地区全体の排水路の調査を実施しておりまして、その結果をもとに、昨年度から町道温井地６号線、上村商店の付近ですけれども、そこの集水ます等の改修工事に着手いたしまして、今年度平成２８年度は、つい先日、上村商店前の県道を横断するボックスカルバートの工事が完了してございます。今後も引き続き、年次計画を立てて、工事を実施していきたいと考えております。

それから、もう１カ所、下流域のところになりますけれども、そこの抜本的な改修につきましては、現状の排水は屈曲箇所が多いということもありまして、流速が落ちて断面不足になるということで、あふれると。そういったこともございまして、一部県のほうで側溝の工事を実施していただいている箇所もございますけれども、県道排水路との関係もございますことから、今後県とも協議をしながら予算の確保に努め、早期改修に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

今、課長から答弁をいただいた中で、郵便局からＪＡのお茶の工場と、あの辺がいま先ほどおっしゃったように曲がっている、直角に曲がるような排水路が多かったり、容量が小さいのと、水はけが悪いからということで。だから、あのときにもお茶工場が床上１０センチぐらいまでつかって、大変だったということもあるわけです。それから下流のほうでは、前田さんのところが、それも排水がいけなかったという。前田さんのところの排水には県道を横断する排水があるものですから、それが詰まったりそのあたりになったという、それが５年もたっているのにいまだに改修されていないわけですから。そこら辺は県は県でそういう格好で町との話があるから逃げたような形もあるんでしょうけども、町としても、やっぱり被災に遭っているということは事実ですし、そこはまたなり得る可能性が十分あるものですから、早急にそのあたりを取り組んでいただきたいなということで、この項の質問を終わります。

○議　　長

以上で、最初の防災についての質問は終わりました。

次に、２点目の農業振興についての質問を許可します。

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

農業振興ということで通告しております日置川茶についての生産者と後継者についてお伺いしたいと思います。

この質問の少し前ですけども、日置川地域のお茶についての歴史と状況についてでありますが、ご承知の方もいらっしゃることとは存じますが、少し申し上げます。

川添地域のお茶づくりについては、江戸時代にさかのぼり、大正時代に京都宇治から茶師を招き、手もみ技術を教わったという史実があるそうであります。滝地区には宇治納屋と呼ばれていて、その作業小屋があったということだそうであります。昭和の初期には一時とだえていた在来種お茶づくりは、昭和３０年に本格的に優良品種を導入し、再開し、平成２年には茶もみの伝統的な製法を復活させようと、静岡県の茶師から技術を習得し、今はその高度な技術を機械製茶に生かし、品質と生産量の向上を目指しているというところだそうであります。

そういったようなことの中で、地域性や生産性の取り組み等の中で、生産者の方々は努力と精進により、今では白浜町の特産品として販売されているというところであります。

また、近年、町が販売へのＰＲ活動を始め、町内を初め、各地に赴いて、イベントなどでＰＲを行っているということを聞き及んでおりますし、実際私も拝見したことから、大変そのことについては喜ばしい限りであるなと思うところであります。

現在、川添茶の作付面積は約７町３反あるそうです。７万３，０００平米ほどになるんですか、品種は優良品種ということで、やぶきたというのを導入してしているそうであります。生産者についてですけども、上滝のほうでは６軒、下滝で５軒、市鹿野地区で１２軒の合計２３軒が生産者としているそうであります。ただ、そこで今回の課題であります生産者の年齢でありますが、５０代の方が３名、６０代の方が２名、あとは７０歳以上で８０歳代の方もいらっしゃるということであります。

そこで、お尋ねしたいのは、過疎地で地場産業化したお茶生産業に係る後継者についてですが、当局はどのようにお考えなのでしょうか。２３軒のお茶の生産農家のうちで１８軒の生産者が７０歳以上の方々というわけであります。地元の生産の方々やＪＡも交えた中で、町はこの問題に早急に取り組むべきではないでしょうか、いかがですか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

川添茶につきましては、農業振興の一環ということで、町の考え方を皆様方にお話をしてまいりましたけれども、今後も農業の高齢化につきましては、全国的に大きな課題でございます。国も若者に就農してもらう施策として、青年就農給付金、こういった制度を講じているところもございます。

その中でご質問の川添茶の生産に係る後継者問題、これはもう私も地元に何回も行って、生産者の方にもお話を聞きながら、大変重要なといいますか、非常に厳しい状況にあるということはお聞きしております。町としても大きな課題であると認識してございます。農業の後継者不足にはさまざまな課題がございますけれども、農業用の機械を購入するにしても、相当な初期費用が必要になることも大きな課題の１つだと思います。町としては、その解決策の１つとして、集落営農が有効な手段であると考えています。その解決に向けて、昨年４

月には川添緑茶研究会の勉強会の中で、皆さんに集落営農の制度を説明させていただきました。また、１０月には、県、紀南農協（ＪＡ）、町とで市鹿野地区の水稲作付者の皆様に、集落営農の実施を呼びかけました。水稲作付者の皆様への呼びかけは、余りよい反応ではなかったと担当からは聞いておりますけれども、川添緑茶研究会の皆様にも再度呼びかけを行うなど、課題の解決に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

今ご指摘いただきましたように、５０歳代の方が３名、６０歳代の方が２名、あとは７０歳、８０歳の方と非常に高齢化をして、なかなか地元に若者が定着していないという現実がございます。その中でやはり日置川地域全体にもかかわってくるんですけれども、やはりこれから定住人口がふやせるような取り組み、これは若者に対しても定住促進をしていかないといけませんし、当然この地域につきましても、市鹿野集落についても、これからどういう施策が一番有効なのかということも含めて、これから白浜町として取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

先ほど申しましたように、やはり地域の方が努力と精進でブランド化したものですよね。それがやっぱり、今の調子からいったら、このままいっていたら、もう１０年ちょっと２０年もすれば廃れるような格好になるような可能性も十二分にあるわけですよ。そういうようなことから、私らも地域の者として危機感を感じ、それから若者が定住することによってその地域の活性にもなりますし、町長、先ほど丸本議員の質問のときにも、何か若者が定住できるようなものがないかなというようなこともおっしゃってましたし、そういったことからすれば、お茶の後継者というのは１つの大きな目玉でもあるんじゃなかろうかと。

そのために、補助政策だと思うんですね。お茶の場合は植樹してからでも３年ないし４年ぐらい、葉として出荷できるまでに日にちがかかるということです。だから、それとその間、先ほど町長は、刈り取り機についておっしゃいましたけども、それにいくまでの問題は生活費が出ないわけですね。だから、その生活費が出ないそのことについてどうするかということがあるわけですね。生活費が出なくても、その間日々食べられるようなほかの仕事なり何なりがあったらええと思うんですよね。だから、その辺の問題で、植えるまでのそういう補助制度の問題とか、やっぱりお茶を植えるには、幾ばくかの資金があって植えんとあきませんし、また作付けを買うと思えばそれだけの用地代が要るようなことにもなりましょうし、そういうことに対する補助整備をもう少し、補助金の制度、融資制度をもう少し見直す中で考えられないのかなというようなことを提案するわけです。

いま１つは、場所が市鹿野地区に限らずですけど、お茶というのは短期間で生産して、あと製品にするものですから、作付面積を多くしたってなかなか１人では回り切らないというような欠点もあるそうなんです。だから、そういうことを考えた場合に、幾ら面積をふやしたってどうもならんということと、そのくせある程度ふやさんことには、収益が上がらないというそういう痛手があるわけです。そういったときにどうなのかということになったら、間で、お茶の生産するのは茶摘みの話で八十八夜からということですから、５月から大体８月ぐらいの間で限られてくると思うんですよね。二番茶、三番茶までいっても。だから、その間、ほかの間にどうなんなということになったら、ほかの間に農業産品ででもご飯を食べ

られるような方法の手当てを考えて、進めていくようなことも考えられないかなと思ったりするわけです。

そうしましたら、やっぱり今の山間地の鳥獣害被害が大変多い中で、ビニールハウスなり何なりを、休耕農地も多いことですから、ビニールハウスなんかを建てるだけの融資をして、その融資についても２年ないし３年据え置く話をするとかいう形の中で、複合的な農業でやっていけるような方法を政策として考えていったら、やっぱり何人かの方が定住していただけるんじゃないかなと思ったりするんですけれども、そういった話の中で、やっぱり考える余地はあるし、実行していく余地は、多々そういう融資制度等については難しい問題もあろうかと思うんですけれども、伝統的なものを残していかなければならない、それと地域を存続していかなければならないというようなことからすれば、そういうこともご一考いただく中で、お金についても負担金とかそれから分担金というんじゃなしに、融資で貸し出すということですから、返済いただくと。ただ返済については焦げついたときにどうなるのなという問題もあろうかと思うんですけども、そういったことも含めた中で考えていただける問題ではなかろうかと思うのでありますけども、いかがでしょうか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

議員おっしゃるとおり、やはり大変な課題であるかというふうに担当課のほうでも認識してございます。

現在、農業関連の融資制度については、据え置き期間がある融資制度が多々あり、そういう期間は５年以内がほとんど、中には期間が１０年あるような制度もありますが、これは認定農業者のみが利用できる制度となってございます。これらの融資制度については、利用可能者や資金の使途、融資限度額等により多岐にわたりますが、白浜町には農協が行う融資のうち、建物施設資金や農業用機械購入に対する利子補給制度がございます。

提言をいただきました融資制度、貸付制度、こういったものにつきましては、メリット、デメリット、議員もおっしゃっていただいたそういうものがありますので、一度担当課のほうでも研究をさせていただきたいというふうに思ってございます。

それから、ご指摘の中にありましたように、お茶の最適地につきましては、冬季の気象条件や土壌条件、こういったものもございますし、それからお茶の生産だけでは生活ができないという現状もあるかと思います。そうなると、先ほど申し上げました集落営農ということにつきましては、どのようなものかと申し上げますと、集落単位で農業生産全体または一部的に一部分協力して取り組むということの中で、現在日本では規模の小さい個々での経営が難しいという農家、それから後継者不足というふうな問題もある中で、そういった集落営農をやっていくというふうなことが１つの方法であるかというように考えてございます。

当然その中では、農地の一元的な利用による耕作放棄地の減少、それから農業経営基盤の強化による後継者の育成の確保、こういったこともその効果の中に入ってございます。

先ほども申し上げましたように、水稲作付者の皆様方に市鹿野地区で呼びかけをしたんですが、このときのお話の中では、やはりどちらかというと生産コストの低減というふうな部分の中で、また機械もいろいろ新しいのがあるということのお話があったり、ちょっと反応がよくなかったということではございますが、やはりもう少し視野を広げていただいて、そ

れが水稲作付になるのか、どちらかというと今回の質問でありましたお茶を中心に集落営農に取り組んでいくのか、そういったものももう少し研究をさせていただいまして、緑茶研究会の皆様にもお呼びかけをさせていただいて、進めていきたいと思ってございます。

いずれにしましても、やはり融資制度、そういったとも全て含めまして、県、それから農協も含めて検討しながら取り組んでまいりたいと思ってございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議　　長

８番　　三倉君（登壇）

○８　　番

担当課長にば一っと長いこと答弁されたら、最初のことをよう覚えとかんので、申しわけない。

それと、いま一つは、今私は市鹿野の下滝、上滝、それから市鹿野地区の生産農家について申し上げたんですけども、緑茶研究会の方々の話を聞いている中では、やっぱり庄川の奥地のほうではあっても、割と生産は可能だということは聞いたことはあるわけです。だから、そこの場所に限らず、それと庄川は県道久木庄川線が着工されていますから、だから刈り取ったお茶葉については市鹿野へ持っていくのも近いような形にもなろうと思いますし、そういったことからすれば、後継者は市鹿野地区に限らず、全体的にそういうような今の融資制度プラス拡大した融資制度、町独自の融資制度を考えて、後継者の育成とそれから地場産業の増産に取り組んでいただけたらなと思うわけであります。

答弁はもう結構ですので、これをもって終わります。

○議　　長

以上をもって、三倉君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会とし、次回は明日６月２４日金曜日午前１０時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は明日６月２４日金曜日午前１０時に開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長　溝口　耕太郎は、　１５　時　３９　分　散会を宣した。

地方自治法第１２３条第２項の規定により下記に署名する。

平成　２８　年　６　月　２３　日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員